

# 市政の現状

(第4分科会)

- 1 姫路の都市計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1  
※『はりま道しるべ vol. 5』
- 2 姫路駅周辺整備について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 3  
※『姫路駅周辺地区総合整備事業 キャスティ 21』  
『JR 山陽本線等姫路駅付近連続立体交差事業』  
『姫路市都心部まちづくり構想』
- 3 姫路の道路づくりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15  
※『歩いて行こっ！ココロのみち』
- 4 環境行政の現況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19
- 5 [参考]総論（地理・自然・歴史・社会的特性）・・・・・・・・P27

平成 19 年 8 月 8 日

姫路市総合計画策定審議会

# 姫路の都市計画について

※別冊『姫路の都市計画』



## 姫路駅周辺整備について

# 目 次

	ページ
I JR山陽線等連続立体交差事業 .....	5
II 姫路駅周辺整備事業	
1 都市計画道路内々環状西線整備事業 .....	7
2 姫路駅周辺土地区画整理事業 .....	9
3 キャスティ21 .....	11
III 鉄道高架関連略年表 .....	13

# I JR山陽本線等連続立体交差事業

## (1) 事業の趣旨・目的

JR姫路駅を中心とする地区は、各種交通機関や商業・業務機能が集中する播磨地域の交流拠点であり、社会・経済活動の中心地でもある。

しかし、この地区はJR各線が平面で東西を貫通し、広大な貨物ヤード跡地等が南北交通の流れを妨げ、市街地発展の大きな障壁となっている。

このような状況を踏まえ、山陽本線、播但線、姫新線を高架化し、南北市街地の一体化と交通の円滑化を図るものである。

- (2) 事業の名称 中播都市計画都市高速鉄道事業（姫路市）西日本旅客鉄道山陽本線他2線
- (3) 施 行 者 兵 庫 県
- (4) 事業認可日 山陽本線等連続交差事業 平成 元年 3 月 3 日  
 貨物基地 平成 2年 3 月 6 日  
 車両基地 平成 2年 7 月 6 日  
 本線高架側道1号線 平成 4年 9 月 14 日
- (5) 工事協定締結日 平成2年12月28日
- (6) 事業施行期間 平成元年3月3日～平成23年3月31日(平成15年3月31日変更)
- (7) 事業費 60,883,856千円
- (8) 事業内容

区 分		概 要						
事業区間	山陽本線 播但線 姫新線	延長 4,260m (市川右岸～中央南北幹線) 〃 1,036m (姫路駅部～市道城東42号線) 〃 1,333m (姫路駅部～市道手柄30号線)						
	駅 部	・面積 59,400 m <sup>2</sup> 延長 1,240m 線路本数 7 線 ・ホーム面数 3 面 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>延長 350m 幅員 7～5.8m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延長 320m 幅員 9～7.5m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延長 320m 幅員 9～5.5m</td> </tr> </table>	{	延長 350m 幅員 7～5.8m		延長 320m 幅員 9～7.5m		延長 320m 幅員 9～5.5m
	{	延長 350m 幅員 7～5.8m						
	延長 320m 幅員 9～7.5m							
	延長 320m 幅員 9～5.5m							
中 間 部	・留置線数 4 線 延長 1,280m (320m×4)							

区 分		概 要
山陽電鉄線		<p>現線付近切下げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現線の西側に位置する旧飾磨港線を利用し、現線を移設するとともにJRとの交差状況を逆転させ、延末公園付近で現線に取付ける</li> <li>・ 移設区間 870m</li> </ul>
別所貨物基地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積 73,700 m<sup>2</sup>、延長 1,435m、幅員 6～87m</li> <li>・ ホーム面数 2面</li> <li>・ 線路 着発線・荷役線・仕分け線等 14線</li> <li>・ 貨物取扱量 460,000トン（コンテナ 426,000トン、車扱い 34,000トン）</li> <li>・ 保守基地（面積 4,200 m<sup>2</sup>）</li> <li>・ 事業期間 平成2年度～平成5年度（平成6年3月21日開業）</li> </ul>
飾西車両基地		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積 27,900 m<sup>2</sup>、延長 695m、幅員 9～94m</li> <li>・ ディーゼル車 73両対応 最大留置車両数 36両</li> <li>・ 事業期間 平成2年度～平成5年度（平成6年3月21日開業）</li> </ul>
播磨高岡駅行き違い設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 面積 1,300 m<sup>2</sup>、延長 291m、幅員 0.7～7m</li> <li>・ プラットホーム 1面新設、跨線橋 1橋新設</li> <li>・ 事業期間 平成2年度～平成5年度（平成6年3月21日開業）</li> </ul>
高架関連側道		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本線高架側道 1号線 延長 582m、幅員 9m</li> </ul>
立体交差する道路	幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大日線（幅員 36m）、内環状東線、船場川線（幅員 30m） 3路線</li> </ul>
	補助幹線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市之郷線、阿保線、下寺町線、十二所前線、内々環状東線、内々環状西線 計 6路線</li> </ul>
高架事業により除去される踏切		<p>高田東一、高田東二（市道城陽 50号線）、辻ヶ内一、辻ヶ内二（県道姫路環状線）、落窪壺（豆腐町踏切）、堂の元（市道城南 66号線）、石の元（市道手柄 30号線） 計 7ヶ所</p>

## II 姫路駅周辺整備事業

### 1 都市計画道路内々環状西線整備事業

(1) 事業の趣旨・目的

中心市街地及び都心部への通過交通を排除し、集散交通を円滑にするため、中環状、内環状、内々環状道路を骨格とした関連道路整備を図るものである。

その内、内々環状西線は、姫路駅西部の内々環状道路として、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の南北交通軸の確保を行うものである。

(2) 事業の名称 中播都市計画道路事業 3.3.507号 内々環状西線

(3) 施行者 姫 路 市

(4) 事業施行期間 ① 南区間 平成11年2月5日～平成21年3月31日  
(平成19年3月23日変更)  
② 中区間 平成11年2月5日～平成21年3月31日  
(平成17年3月29日変更)  
③ 北区間 平成14年7月9日～平成23年3月31日

(5) 事業規模及び事業費

区 間	延 長	事 業 費	事業認可日
① 南区間 (内々環状南線～新幹線北)	120m	1,410,000千円	H11. 2. 5
・土地区画整理区域内 (新幹線北～高尾線)	(118m)	——	(H 1. 5. 30)
② 中区間 (高尾線～山電線北)	157m	7,460,000千円	H11. 2. 5
③ 北区間 (山電線北～十二所前線)	75m	3,980,000千円	H14. 7. 9
合 計	352m (470m)	12,850,000千円	——

※ 幅員25m (車道部 10m・2車線、歩道部 7.5m×2)

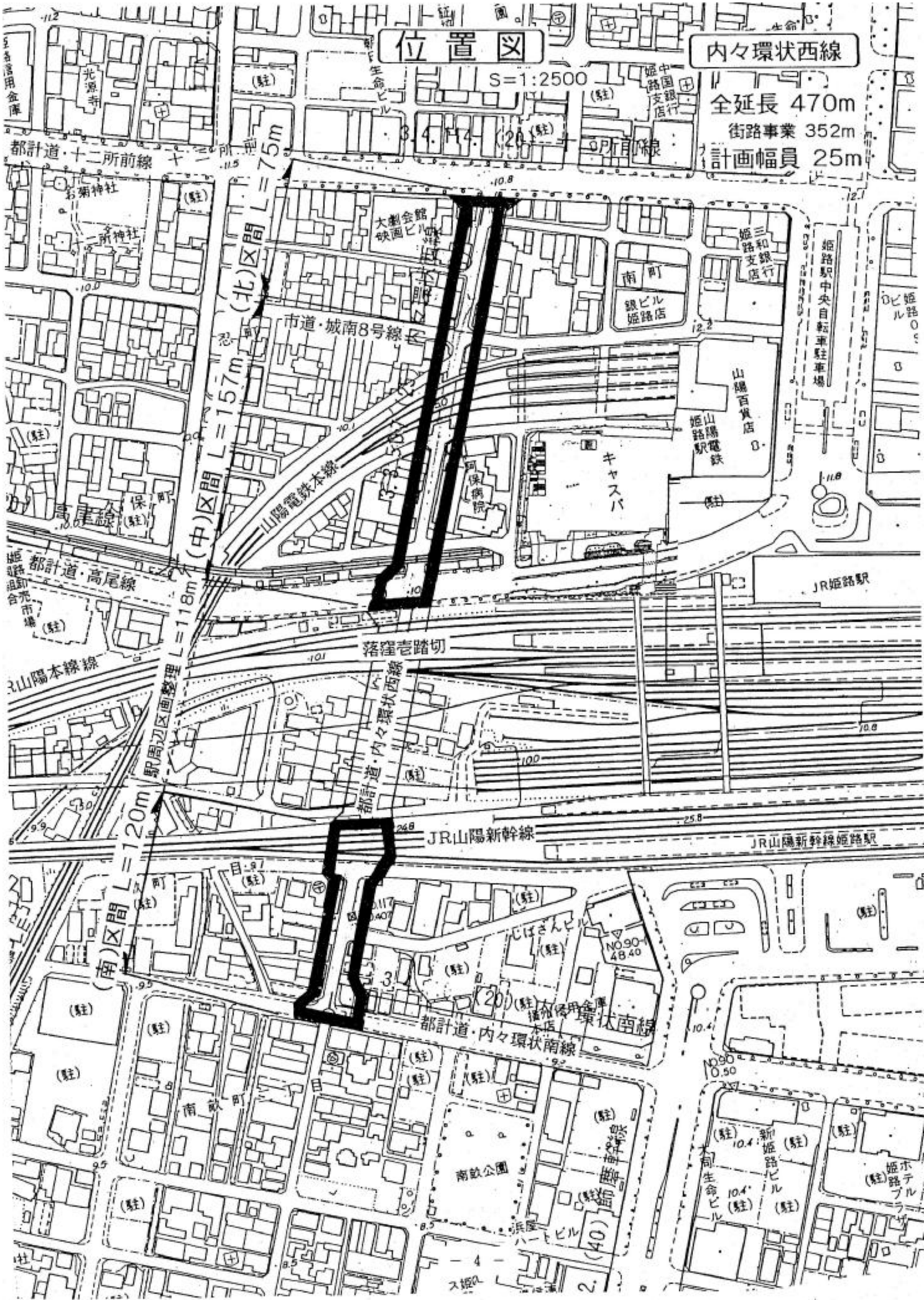


# 位置図

S=1:2500

内々環状西線

全延長 470m  
街路事業 352m  
計画幅員 25m



## 2 姫路駅周辺土地区画整理事業

### (1) 事業の趣旨・目的

姫路駅周辺土地区画整理事業は、J R 山陽本線等の高架用地の確保、姫路駅を中心とする南北市街地の一体化、及び駅前広場や都市計画道路等の公共施設の整備等により、「姫路の顔づくり」、「播磨の顔づくり」としてふさわしい街区の形成を図るため施行するものである。

- (2) 事業の名称 中播都市計画事業姫路駅周辺土地区画整理事業
- (3) 施 行 者 姫 路 市
- (4) 施行区域面積 4 5 . 4 5 h a
- (5) 都市計画決定告示日 昭和 6 2 年 2 月 2 7 日
- (6) 事業認可日 平成 元年 5 月 1 9 日
- (7) 事業施行期間 自 平成 元年 5 月 3 0 日  
至 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 (平成 14 年 10 月 30 日変更)
- (8) 仮換地指定 指定率約 9 8 %
- (9) ふるさとの顔づくり計画 平成 9 年 1 2 月 1 2 日 (建設大臣承認)  
(制度趣旨)  
地域の発意と創意に基づき、潤いのある生活環境の創造と地域経済の活性化に配慮して、個性的で魅力ある市街地形成を図る  
(補助対象)  
レンガブロック舗装、優れたデザインのツリーサークル、照明灯等の高品位な公共施設整備
- (10) 事 業 費 総額 3 4 , 4 6 0 , 0 0 0 千円

## (11) 施行前後の地積

区 分		施 行 前		施 行 後	
		地 積 m <sup>2</sup>	%	地 積 m <sup>2</sup>	%
公 共 用 地	道 路	39,036.69	8.59	103,452.58	22.76
	広 場	1,409.00	0.31	12,922.49	2.84
	公 園	6,239.00	1.37	16,940.29	3.73
	河 川	1,883.00	0.41	12,755.87	2.81
	水 路	13,297.16	2.93	281.09	0.06
	合 計	61,864.85	13.61	146,372.32	32.20
宅 地	民 有 地	84,699.65	18.63	—	—
	市・公社用地	175,952.63	38.71	—	—
	鉄道関係用地	127,250.65	28.00	—	—
	合 計	387,902.93	85.34	287,791.03	63.32
保 留 地		—	—	20,360.00	4.48
測 量 増		4,755.57	1.05	—	—
総 計		454,523.35	100.00	454,523.35	100.00

(12) 減 歩 率            公 共 減 歩 率            21.52%  
                               公共保留地合算減歩率            26.71%

## (13) 整備される公共施設

幹線道路	(延長)	(幅員)	(車線数)
大 日 線	122 m	36 m	4 車線
内環状東線	260 m	30 m	〃
内々環状東線	164 m	25 m	2 車線
内々環状西線	118 m	25 m	〃
東 駅 前 線	391 m	25 m	〃
十二所前線	763 m	20 m	〃
下 寺 町 線	423 m	16~18 m	〃
阿 保 線	178 m	15 m	〃
市 之 郷 線	80 m	15 m	〃
(区画道路	5,298 m	4~20 m)	
駅前広場	駅前広場 16,100 m <sup>2</sup> (現況 6,300 m <sup>2</sup> )		
公 園	神屋公園 (6,402 m <sup>2</sup> ) 他 2 箇所計 16,940 m <sup>2</sup>		
河川・水路	外堀川、北条川、安田川、他水路計 2,419 m		

### 3 キャスティ 2 1

#### (1) 事業の趣旨・目的

鉄道高架事業により発生する広大な貨物ヤード跡地等を活用し、ゆとりと潤いのある都市環境を創造するとともに、高度な都市機能を導入して播磨地域の中核都市にふさわしい魅力と活力に溢れる都心を形成するため、官民の協調と適正な役割分担のもと、一体的、総合的に都市基盤及び施設整備を行おうとするものである。

#### (2) 経緯

昭和 62 年 6 月	新都市拠点整備事業の事業地区指定
昭和 63 年 3 月	姫路駅周辺地区総合整備計画の建設大臣承認
平成 2 年 6 月	事業の愛称を公募により「キャスティ 2 1」と命名
平成 10 年 8 月	キャスティ 2 1 計画懇話会を設置
平成 12 年 5 月	キャスティ 2 1 計画懇話会から提言
平成 14 年 7 月	キャスティ 2 1 整備プログラム庁内検討委員会を設置
平成 16 年 10 月	姫路市都心部まちづくり構想検討懇話会を設置
平成 18 年 3 月	「姫路市都心部まちづくり構想」策定
平成 18 年 6 月	「キャスティ 2 1 整備プログラム」策定
平成 19 年 1 月	「キャスティ 2 1 地区計画」の都市計画決定

#### (3) 計画概要

昭和 63 年に姫路駅周辺地区総合整備計画を策定した後、年月の経過の中で、計画を取りまく社会・経済情勢や社会的要請が大きく変化してきた。そこで、姫路市都心部の将来のあるべき姿を共有することが重要と考え、これまでの構想計画を踏まえ今後のまちづくりの指針となる「姫路市都心部まちづくり構想」を策定し、キャスティ 2 1 を重点的に取り組むべき事業とした。

#### ○ 導入機能

鉄道高架事業や姫路駅周辺土地地区画整理事業、関連道路事業等の基盤整備を一体的に行うとともに、播磨の中核都市・姫路の玄関口としての「エントランスゾーン」、高次都市機能の集積をめざす「コアゾーン」、様々な交流と市民の創造の場であるとともにうるおいの広場としての「イベントゾーン」などのゾーン区分を行い、それぞれの

立地条件や用地条件にふさわしい機能を導入して機能分担を図る。

さらに、相互の連携を重視して全体として播磨の中核都市、また、西播磨テクノポリスの母都市にふさわしいまちづくりを目指す。

① エントランスゾーン (2.6ha)

姫路市を訪れる観光客を含む来街者が先ず目にする場所であり、第一印象を与える重要な地区であるため、基盤整備スケジュールにあわせ、播磨の中核都市にふさわしい都市の顔として整備する。

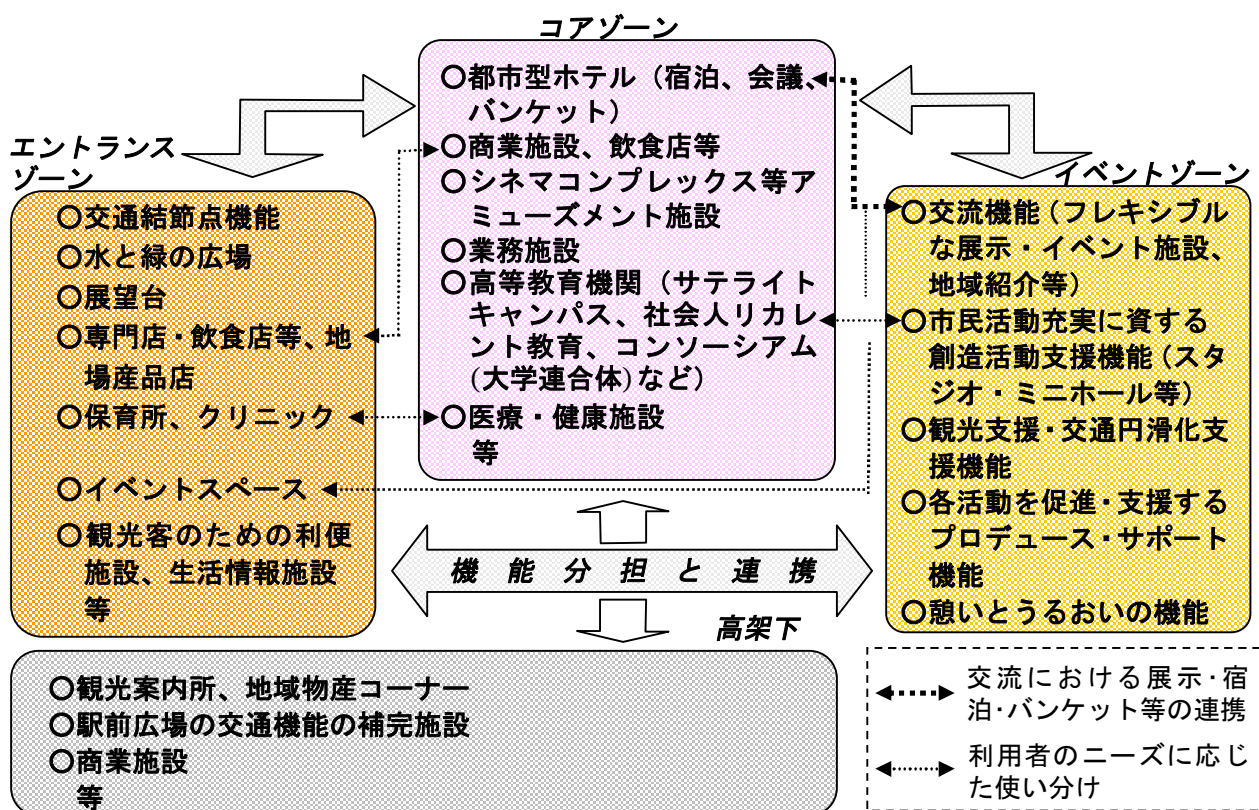
② コアゾーン (3.3ha)

都市基盤整備により新たな街区を形成し、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業など播磨の中核都市という広い利用圏を対象とした、新たな高次都市機能の集積を図る。

③ イベントゾーン (7.9ha)

都心部に残された最後の大規模空間であり、都心部のまちづくりにおいて重要な役割を担うゾーンのため、「交流と創造のうるおいひろば」と位置づけ、交流、創造、うるおいなどをキーワードとする機能の導入を図る。

**キャスティ21の各ゾーンの機能分担・連携イメージ**



### Ⅲ 鉄道高架関連略年表

- 47・3 山陽新幹線新大阪～岡山間開通
- 48・7 国鉄高架基本構想発表。姫路市鉄道高架化促進期成同盟会発足
- 49・4 鉄道高架事業調査採択  
(高架化計画区間(山陽本線、播但線、姫新線、飾磨線等)の調査実施)
- 50・4 姫路市国鉄高架化促進本部発足
- 51・4 国鉄播但線等・野里駅～姫路駅付近・約6kmの新規事業個所決定
- 52・4 播磨都市圏総合交通体系策定委員会発足
- 53・3 播但線区間都市高速鉄道の都市計画決定
- 53・12 播但線高架の事業認可
- 54・2 播但線高架工事協定締結、事業着工
- 55・2 姫路鉄道高架事業懇話会開催
- 56・3 播磨都市圏総合交通体系策定委員会(姫路市域及び播磨地域の交通体系を確立)
- 56・11 「姫路駅附近山陽本線等連続立体交差化計画試案」作成  
高架化区間、駅部及びヤード規模等を大幅に縮小 総事業費 760 億円
 

<ul style="list-style-type: none"> <li>・山陽本線</li> <li>・姫新線</li> <li>・飾磨線</li> <li>・貨物ヤード</li> <li>・山陽電鉄線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川右岸～中央南北幹線間</li> <li>姫路駅部～取付部間</li> <li>姫路駅部～都計延末線間</li> <li>別所地区</li> <li>現線切下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>約 4.1 km</li> <li>約 1.0 km</li> <li>約 1.0 km</li> <li>約 28.8 ha</li> <li>約 1.0 km</li> </ul>
---	---	---
- 58・11 姫路市鉄道高架事業協議会委員会開催  
(高架化計画素案総事業費約 540 億円及び都市計画決定について協議)
- 59・6 姫路鉄道高架事業懇話会開催
- 59・10 国鉄播但線高架開通
- 61・11 播但線姫路駅～飾磨港駅間廃止
- 62・2 JR山陽本線等鉄道高架、関連道路、土地区画整理事業の都市計画決定告示
- 62・4 国鉄分割民営化(JR7社発足)
- 62・6 新都市拠点整備事業の事業地区指定
- 63・3 姫路駅周辺地区総合整備計画の建設大臣承認
- 元・1 インテリジェント・シティ整備基本計画の建設大臣承認
- 元・3 山陽本線等連続立体交差事業及び交差道路(2路線)の事業認可
- 元・5 姫路駅周辺土地区画整理事業の事業認可
- 2・1 都市高速鉄道の変更及び別所地区関連の都市計画決定  
・貨物(78,000 m<sup>2</sup>)、車両基地及び別所新駅(仮称)(3,500 m<sup>2</sup>)の都市計画決定
- 2・2 事業の愛称を公募により「キャスティ21」と命名
- 2・3 別所基地造成事業の事業認可
- 2・7 飾西基地造成事業の事業認可

- 2・12 山陽本線等連続立体交差事業工事協定締結、事業着工
- 4・9 本線高架側道1号線の事業認可
- 5・2 ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業地区指定
- 6・3 別所貨物基地、飾西車両基地開業
- 7・2 山陽本線高架橋工事着工
- 7・11 姫路駅周辺土地区画整理事業の事業計画変更（第1回）
- 8・2 姫路市都心整備懇話会（山電線の取り扱いについて提言）
- 9・3 山陽本線東部高架区間完成（阿保線以東）
- 9・4 山陽本線等連続立体交差事業 姫路駅東部高架区間 下り線開通
- 9・6 山陽本線等連続立体交差事業 姫路駅東部高架区間 上り線開通
- 9・12 姫路駅周辺土地区画整理事業のふるさとの顔づくり計画の建設大臣承認
- 10・2 都市計画道路大日線及び阿保線 一部供用開始
- 10・3 イベントゾーン暫定利用開始（住宅展示場、駐車場、広場）
- 10・3 都市計画道路市之郷線 一部供用開始
- 10・8 キャスティ21計画懇話会開催（第1回）
- 11・3 姫路駅周辺土地区画整理事業の事業計画変更（第2回）
- 12・5 キャスティ21計画懇話会が市長へ提言
- 12・9 山陽本線等連続立体交差事業 姫路駅西部区間 仮線切替完了
- 13・11 スポーツパーク開設（キャスティ21広場内）
- 14・4 姫路市すこやかセンター開館
- 14・7 キャスティ21整備プログラム庁内検討委員会設置
- 14・10 山陽電鉄本線一部移設工事及び豆腐町架道橋拡幅工事に関する基本協定締結
- 14・10 姫路駅周辺土地区画整理事業の事業計画変更（第3回）
- 15・3 姫路市市之郷特定公共賃貸住宅竣工
- 15・3 J R山陽本線等連続立体交差事業の事業計画変更（第1回）
- 16・1 山陽電鉄線高架下店舗等移転完了
- 16・3 大將軍橋仮設道路切替え
- 16・4 朝日橋仮設道路切替え
- 17・3 ひめじ別所駅開業
- 17・4 J R姫路駅南中央口開業
- 18・3 姫路市都心部まちづくり構想策定
- 18・3 山陽本線等連続立体交差事業 山陽本線高架切替完了
- 18・6 キャスティ21整備プログラム策定
- 19・1 キャスティ21地区計画の都市計画決定

## 姫路の道づくりについて



# 姫路の道づくり

## 1 はじめに

日本の国土には、総延長 120 万 km の公道があります。その内の約 84% 99 万 km が市町村道で今後も生活道路や地方幹線道路の整備が必要です。

道路は、人と物の移動媒体が最大の目的ですが国民や市民にとって最高のライフラインであります。この道路には生活に欠かせなく上下水道・電気・ガス・電話など生活のライフラインの母となっています。近年特に JR 等の運行路線の縮小や廃止に伴い益々地方にとっては道路の整備が必要ではないかと思えます。

以上のようなことを考えますと「道路特定財源」を国土軸上の国民生活の立場から見ますと、都市と地方の道路間格差を対費用効果の一般議論だけで結論を出すこと、少し乱暴ではないかと感じます。

## 2 姫路の現状

姫路市の道路規模は、平成 18 年 3 月の 1 市 4 町の合併により 1,871 km 7,660 路線が合併後 2,402 km 9,261 路線となっています。合併による編入路線の特徴は、幅員が 4m 未満の道路が多々あり一部未舗装道路もあります。新市建設事業と絡めながら今後の期間内（平成 27 年ごろ）の整備が重要課題です。

高規格的な都市計画道路は、138 路線 322 km あり整備率は、60.5% でここ数年の伸び率は、1% 未満の低い伸び率です。主な原因は、国及び地方自治体の道路等公共事業費の抑制及び地権者との用地買収・補償交渉の長期化などが考えられます

当市が内外に誇れる道として、JR 姫路駅と姫路城を結ぶ延長 830 m 幅員 50 m の大手前道路があります。この道は、戦災復興事業により昭和 30 年に完成し、姫路のシンボル道路と親しまれ「お城祭り」や「ゆかたまつり」などいわゆる公共空間の利活用に一躍かっています。

## 3 今後の整備方針

毎日使用する道路について市民の皆さんからいろんな意見や苦情要望があります。たとえば市民通報による路面や道路施設の破損情報が毎日あり道路パトロール車など駆使して年間約 6,000 件を迅速な処理を心がけています。

別の要望として市道の整備格差がありすぎるのではないか。インターロッキ

ングや石張りなど高級志向の道があればひび割れやわだちまぶれで側溝の無い道があるのはいかがかなど

道路部では、国交省の道路整備補助対象の事業と単独事業の棲み分けをしながら生活道路を重視した安全安心で快適、そしてユニバーサルの観点からの道づくり方針固めつつあります。その方針は、

- 1 長期間未完成の都市計画道路の早期完了
- 2 市域から見る生活道路の優先的整備の促進
- 3 やさしい歩道づくり事業の拡大
- 4 道路維持・管理のアダプト制度の導入
- 5 自然循環型舗装の普及

以上を当面の指針としています。

なを、やさしい歩道作り事業は別紙パンフレットを参照

**5の自然循環型舗装の普及** については、

地球環境を重視した公共事業の取り組みとしての道路部は、「環境とゼロエミッション」合言葉に、市内外の各種企業との連携を強化しています。

姫路市内には、日本有数の鉄鋼メーカー2社から年間36万トンの鉄鋼スラグの供給が得られます。このスラグの有効利用としてアスファルト合材の混合材料や路盤材に試験的施行を行っています。

又、ガラス瓶などのガラスを細かく砕いて（ガラスカレット）アスファルト材料に混入しています。ライトの灯りによって路面がキラキラ反射します。道路幅員がわかりにくい曲がりくねった山道や交差点などで危険余地対策として施行をしています。

ほかにも資源循環型公共事業の推進を図るため、いろんな工法を官民協同で研究しています。



## 環境行政の現況について

# 環境行政の現況について

## 環境の保全と創出

### 【施策の状況】

#### (1) 公害の防止（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・悪臭）

##### ①環境の監視・測定

- ・ 大気：昭和43年から大気汚染観測網を整備。環境基準の設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、ジクロロメタン、ダイオキシン類は環境基準を達成しているが、浮遊粒子状物質については、黄砂の影響により環境基準を一部達成していない。
- ・ 河川：13河川28地点で調査を行った結果、環境基準の設定されている26項目は全て環境基準を達成している。
- ・ 海域：7地点で環境基準の設定されているCODの調査を行った結果、6地点は環境基準を満たさなかった。
- ・ 土壌：10地点でダイオキシン類の調査を行った結果、全て環境基準を達成している。

##### ②工場・事業場への立入調査等

- ・ 大気立入調査：190件
- ・ 水質立入調査：278件
- ・ 特定施設設置等届出処理：2,073件

##### ③苦情処理

- ・ 解決件数：大気168件、水質89件、騒音83件、振動14件、悪臭58件

#### (2) 環境保全施策の展開

##### ①環境基本計画に基づく各種環境施策の実施及び進捗管理

- ・ 平成18年度実施施策：50件
- ・ 数値目標等達成状況：90%

##### ②環境アクションの推進（市の事務事業に伴う環境負荷の低減）

- ・ 温室効果ガスの削減（目標5%削減→結果8%削減）
- ・ 水道水使用量の削減（目標2%削減→結果3.3%削減）
- ・ 用紙使用量の削減（目標3%削減→2.2%増加）

（いずれも基準年は平成11年度）

③ISO 14001の運用及び認証維持

- ・ 監視測定項目：45項目
- ・ 法規制順守評価項目：26項目

④環境学習会及び各種環境啓発イベントの開催等

- ・ 出前環境教室の開催：26回、2,049名参加
- ・ こどもエコクラブ登録数：53組、542名
- ・ 体験型環境学習参加者数：217名
- ・ 環境フェスティバル参加者数：33,000名
- ・ 全日本エコ川柳大賞応募数：7,767句



こどもエコクラブ（春探検隊・サマーツアー・春みつけ隊）



体験型環境学習（親子海上教室・親子環境教室・環境活動発表会）

⑤伊勢自然の里・環境学習センターにおける自然体験型環境学習の推進

- ・ 入場者数：10,285名
- ・ 自然観察会等のイベント開催：37回



自然観察会

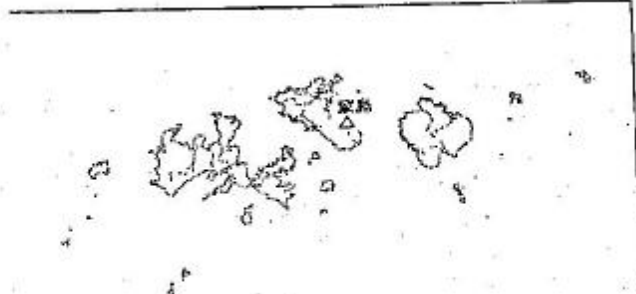
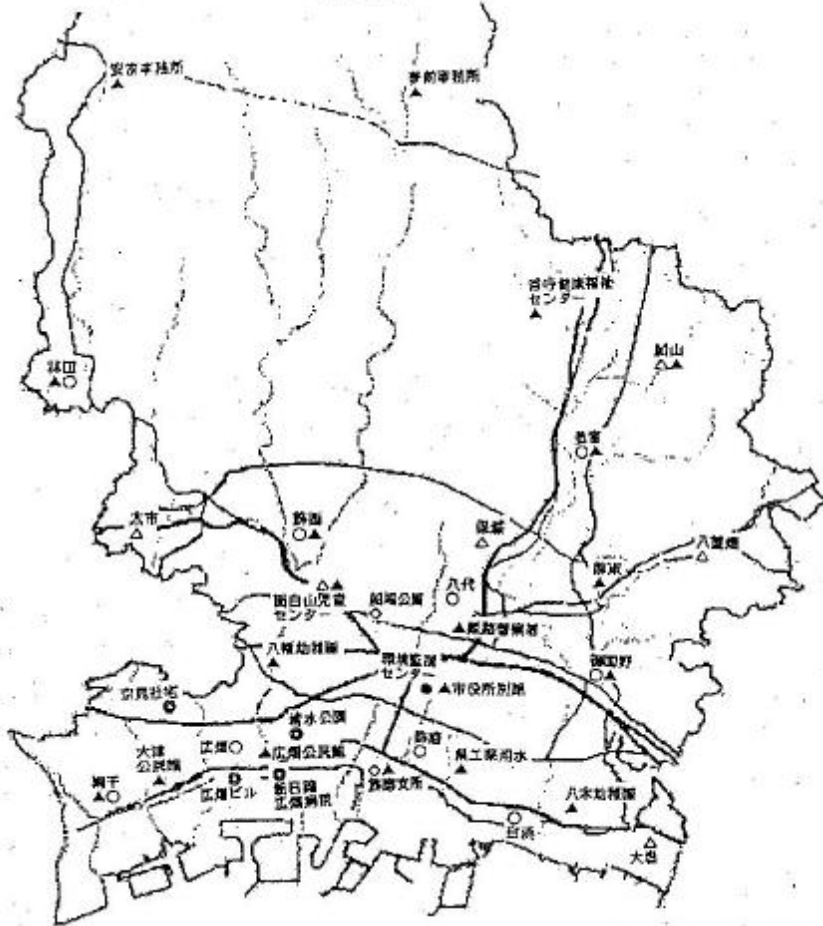


タガメの里親報告会



田んぼの学校（苗代づくり）

# 姫路市大気汚染常時監視網



測定局	
●	姫路市環境監視センター
○	姫路市設置局(大気局)
◇	姫路市設置局(自排局)
△	関西電力㈱設置局
◎	新日本製鐵㈱設置局
測定点 (姫路市)	
▲	降下ばいじん

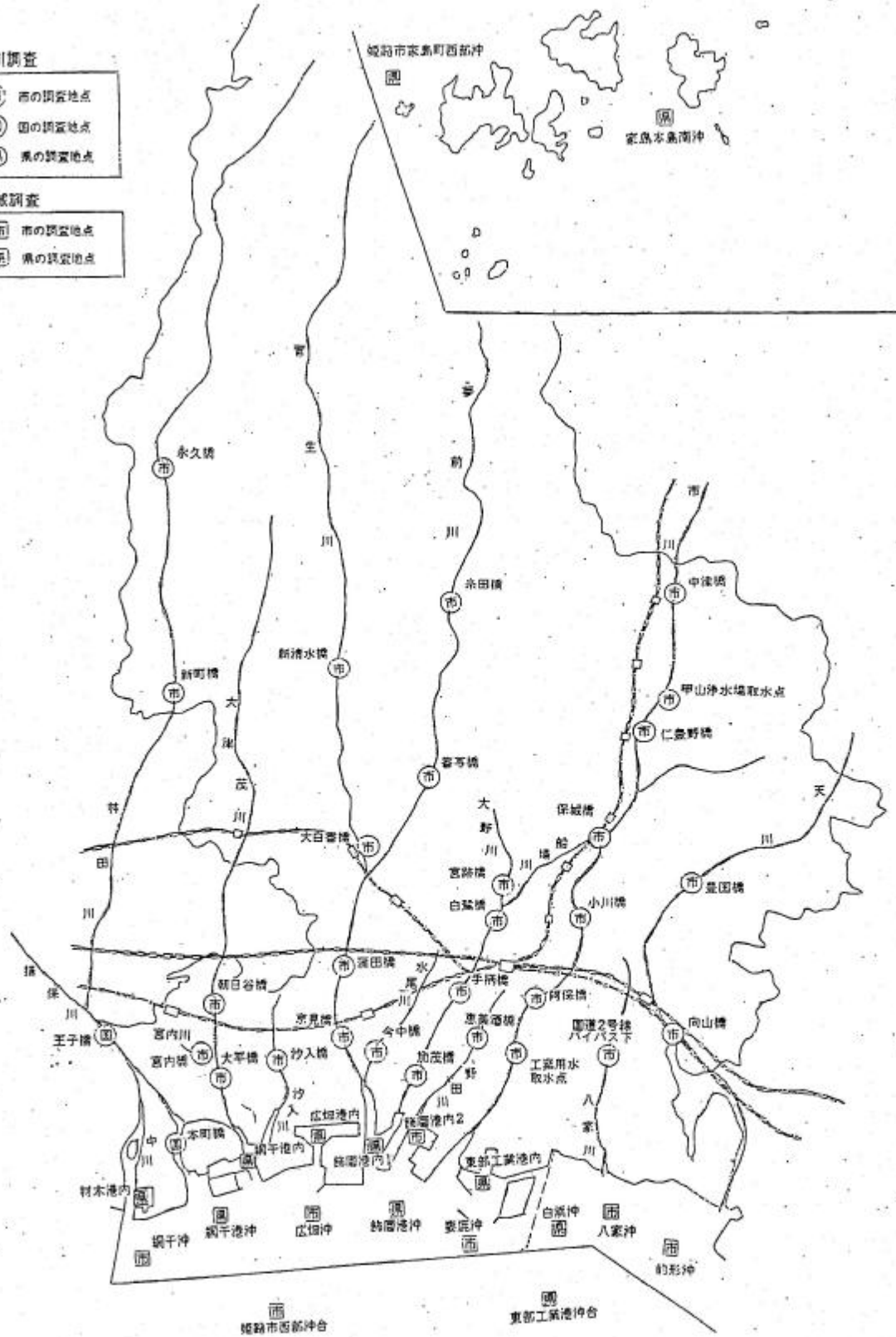
# 河川・海域水質調査地点

## 河川調査

- 市 市の調査地点
- 国 国の調査地点
- 県 県の調査地点

## 海域調査

- 市 市の調査地点
- 県 県の調査地点





## 循環型社会の形成

### 【施策の状況】

本市は、循環型社会の形成に向けて、自然・エネルギー対策を推進するとともに、廃棄物のリサイクルと適正処理を進めてきた。

#### (1) 廃棄物のリサイクルと適正処理

##### ①本市のごみの発生量

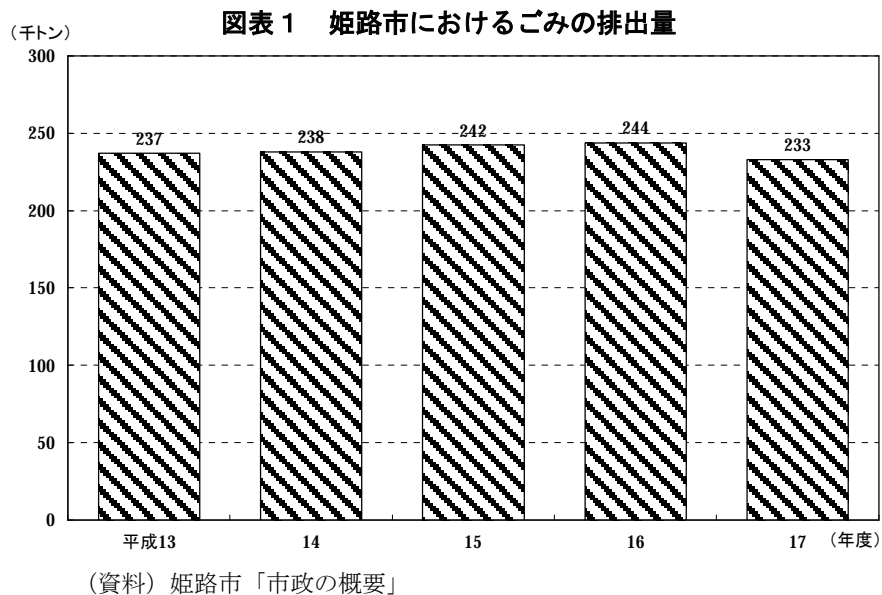
- 平成13年度以降、平成16年度まで増加  
平成16年度 24万4千トン
- 分別収集の完全実施により、平成17年度には減少  
平成17年度 約23万3千トン

##### ②種類別の発生量

- 旧夢前町地域を除いて、分別の徹底により平成17年度で可燃ごみが減少
- 旧姫路市地域の古紙・ペットボトルなどは平成17年度に増加

##### ③状況

- 本市は、ごみの総排出量や1人当たり年間排出量は、中核市平均よりも多く、資源化率は中核市平均よりも高い。
- 今後とも、ごみの排出量の抑制、廃棄物の再使用・リサイクルを推進することにより限りある資源を有効に活用し、あわせて廃棄物の適正処理のための体制を強化するなどの方策を進め、循環型社会の実現をめざすことが求められる。



図表2 姫路市における種類別排出量

(旧姫路市地域) (トン)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
可燃ごみ	107,223	106,563	107,772	106,356	91,838
粗大ごみ	13,165	13,026	12,850	13,221	13,004
空カン	1,123	1,015	919	796	750
空ビン	4,114	3,833	3,685	3,534	3,500
古紙	21,208	20,914	20,642	21,016	24,058
ペットボトル	233	253	246	266	355
紙パック	58	54	51	50	66
プラスチック製容器包装			10	109	2,359
ミックスペーパー			11	124	2,226
家庭ごみ小計	147,124	145,658	146,186	145,472	138,156
持ち込み	70,291	72,494	75,929	78,287	75,742
合計	217,415	218,152	222,115	223,759	213,898

(旧家島町地域) (トン)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
可燃ごみ	2,246	2,159	2,186	2,171	2,009
粗大ごみ	105	105	104	103	102
空カン	103	99	58	48	46
空ビン	89	94	76	76	68
ペットボトル	5	5	4	5	6
家庭ごみ小計	2,548	2,462	2,428	2,403	2,231
持ち込み	1,060	1,023	1,008	982	730
合計	3,608	3,485	3,436	3,385	2,961

(旧夢前町地域) (トン)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
可燃ごみ	3,519	3,484	3,568	3,533	3,603
粗大ごみ	274	316	370	403	397
不燃ごみ	274	283	294	289	269
空カン・空ビン	260	240	220	223	212
ペットボトル	18	18	18	20	20
古紙	828	836	849	832	848
家庭ごみ小計	5,173	5,177	5,319	5,300	5,349
持ち込み	1,211	1,560	1,656	1,713	1,669
合計	6,384	6,737	6,975	7,013	7,018

(旧香寺町地域) (トン)

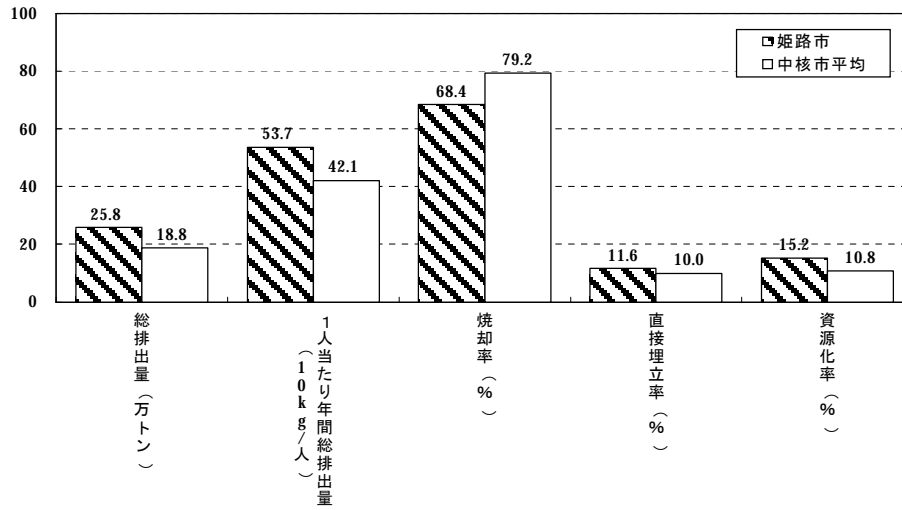
	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
可燃ごみ	4,625	4,275	3,916	3,622	3,603
粗大ごみ	362	355	285	229	266
不燃ごみ	360	333	324	394	307
空ビン	116	110	106	108	99
紙パック	0	0	0.1	0.5	0.1
古紙	455	526	944	1,032	1,058
家庭ごみ小計	5,918	5,599	5,575	5,386	5,333
持ち込み	2,076	2,599	2,832	2,830	2,297
合計	7,994	8,198	8,407	8,216	7,630

(旧安富町地域) (トン)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
可燃ごみ	873	892	893	882	870
粗大ごみ	100	68	74	83	96
不燃ごみ	66	69	70	76	61
空カン・空ビン	67	60	53	55	64
乾電池	2	2	2	2	2
古紙	157	208	201	218	238
家庭ごみ小計	1,265	1,299	1,293	1,316	1,331
持ち込み	201	206	206	219	205
合計	1,466	1,505	1,499	1,535	1,536

(資料) 姫路市「市政の概要」

図表3 ごみの年間排出量等



(資料) 中核市市長会「都市要覧」

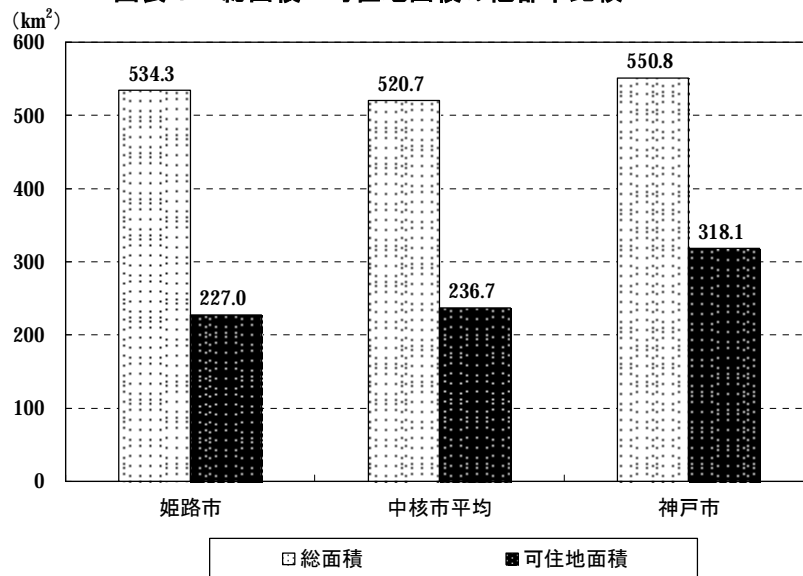
[参考] 総論(地理・自然・歴史・社会的特性)

## 総論

### 1. 地理的・自然的特性

- ・ 兵庫県の南西部、瀬戸内海に面した播磨平野のほぼ中央に位置し、市域は東西 35.7km、南北 55.5km、総面積は約 534k m<sup>2</sup>である。
- ・ 東は神戸市まで約 50km、岡山市までは約 70km、大阪市や鳥取市までは 80～90kmの直線距離にあり、国土軸上に位置する京阪神・中国・山陰を結ぶ交通の要衝となっている。
- ・ 北部は、豊かな森林丘陵地や田園地が広がるとともに、標高 700～900m級の山並みが連なっている。
- ・ 中南部は、姫路駅を中心に市街地が広がっており、山並みから切り離された丘陵部が市街地内に点在している。
- ・ また、市川、夢前川、林田川などの河川が南北に流れ、瀬戸内海には大小 40 余りの島が点在し、群島を形成している。
- ・ 気候的には、瀬戸内型気候に属し、四季を通じて温暖な日が多く、自然災害などの比較的少ない地域である。

図表 1 総面積・可住地面積の他都市比較



(注) 総面積は平成 17 年 10 月 1 日現在、可住地面積は平成 16 年 10 月 1 日現在。可住地面積とは、総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて総務省統計局が算出したもの。

①姫路市、中核市平均、神戸市には、平成 18 年 12 月末までに合併した市町村の値を含んでいる。

②中核市平均は平成 18 年 10 月 1 日現在の中核市の値による。

以下の図表では、注書きにおいて特に断りがない限り、①②のルールに従う。

(資料) 総務省「国勢調査報告」、総務省「統計でみる市区町村のすがた」

## 2. 歴史的特性

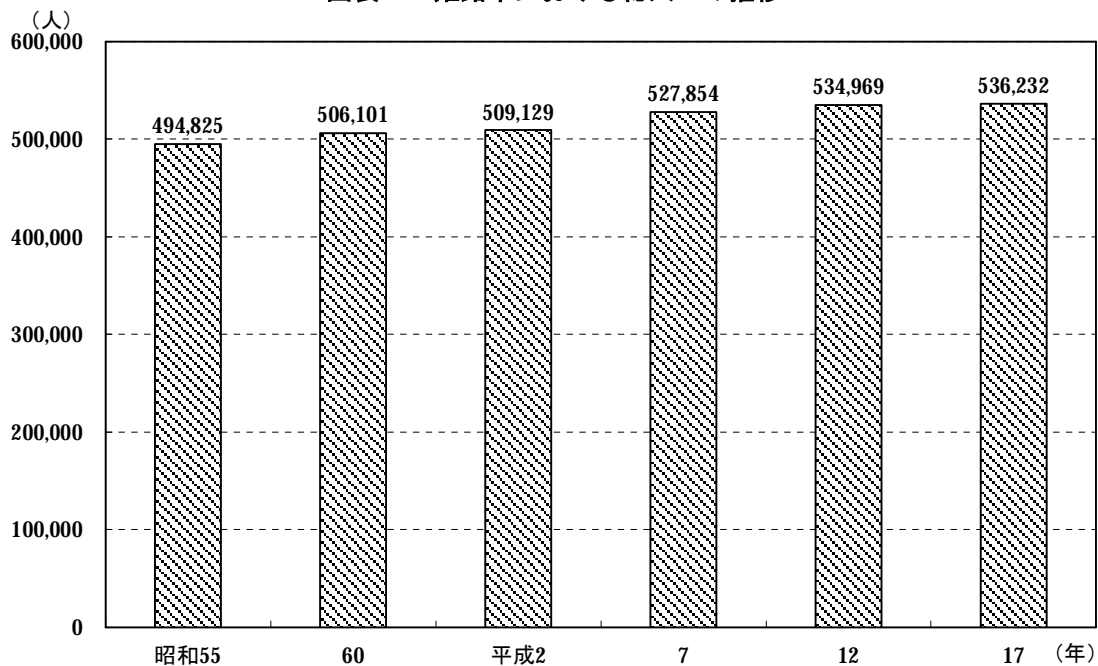
- ・ 姫路の地は古くから西国街道と但馬・因幡・出雲の街道が結節する交通の要衝として栄え、奈良時代に国府や国分寺が置かれて以来、播磨の中心として発展してきた。
- ・ 17世紀初頭には、関ヶ原の戦い（1600年）に功があった池田輝政によりほぼ現在の姫路城の姿が完成し、城下町としての町並みが形成された。その後、西国探題として徳川の親藩・譜代大名が城下を治め、新田開発や塩田開発、鉄鍛冶・木綿・皮革などの殖産が振興され、姫路藩として6家27代と藩主を替えながらも江戸時代を通して播磨の政治と経済の中心であり続けた。
- ・ 明治時代には、版籍奉還、廃藩置県により姫路藩は解体し、明治4年（1871年）11月に姫路県が誕生、1週間後に飾磨県に改められ、明治9年（1876年）4月には兵庫県に吸収され、現在に至っている。そして、現在の姫路市は、明治22年（1889年）4月に市町村制の公布により、江戸時代の城下町とその外延部（面積約3k㎡）を市域として人口約25,000人で、全国31市とともに我が国初の市制を施行したところからはじまる。また、後に全国に13設置された陸軍師団のうち第10師団が置かれるなど、軍都としての性格も持ち合わせた。
- ・ 大正時代には、姫路駅周辺は一大ターミナルとして商業や業務施設が集積するとともに、全国に26校設置された旧制高校のうちの1校である旧制姫路高校が大正13年（1924年）に開校し、文教府としての側面も持つようになった。工業化の面では、明治後期から昭和にかけて繊維・紡績などの軽工業が発展するとともに、大正から昭和にかけて臨海部に製鉄所などの重工業が進出し、人口が集積するとともに市街地が拡大していった。
- ・ 太平洋戦争では、2回の空襲により市街地は壊滅的な打撃を受けたが、戦後復興を早期に果たすべく市のシンボルロードである大手前通りの整備や市街地の改造に取り組み、姫路駅周辺の復興が図られた。高度経済成長期には、播磨臨海工業地帯の中心としての役割を担い、商工業都市として今日の姿へと発展を遂げてきた。
- ・ 近年では、平成5年（1993年）に姫路城が法隆寺とともに日本で初めて世界文化遺産に登録され、平成8年（1996年）には、全国11市とともに最初の中核市へ移行した。
- ・ また、姫路市は、明治から昭和40年代にかけて周辺部を吸収するという形で計11回にも及ぶ市町村合併を繰り返すことにより市域を拡大してきたが、平成18年（2006年）には全国的に合併の気運が高まる中、周辺4町と39年ぶりに合併し、新姫路市として地方分権時代にふさわしい確かな一歩を踏み出した。

### 3. 社会的特性

#### [人口]

- ・ 本市の人口は、持続的に増加し、平成 17 年 (2005 年) には合併 4 町を合わせると 536,232 人となっており、この人口規模は中核市平均の約 45 万人よりも大きい。
- ・ ただし、昭和 55 年 (1980 年) の人口を 100 とした場合のその後の推移 (指数化) をみると、平成 17 年 (2005 年) で 108.4 と増加はしているものの、中核市平均の 110.8 や全国の 109.1、兵庫県の 108.7 などと比較して低い水準にある。
- ・ 年齢 3 区分別の人口割合は、年少人口割合 (0~14 歳) は 15.7%、生産年齢人口割合 (15~64 歳) は 65.7%、高齢人口割合 (65 歳以上) は 18.6% で、中核市平均や全国、兵庫県、神戸市と比較して年少人口割合が高く、高齢人口割合が低いという特徴がある。生産年齢人口割合は、兵庫県よりも高いが中核市平均や神戸市、全国よりも低い。
- ・ 人口密度は中核市平均や兵庫県、全国よりも高い 1,003.7 人/km<sup>2</sup> であり、昼夜間人口比率は中核市平均よりも高く 100% を超えて推移していることから、昼間の就業者・通学者の人口を吸引していることがわかる。

図表 2 姫路市における総人口の推移



(資料) 総務省「国勢調査報告」 ※ 1 市 4 町の合計 (以下、特段の注記のない限り同様)

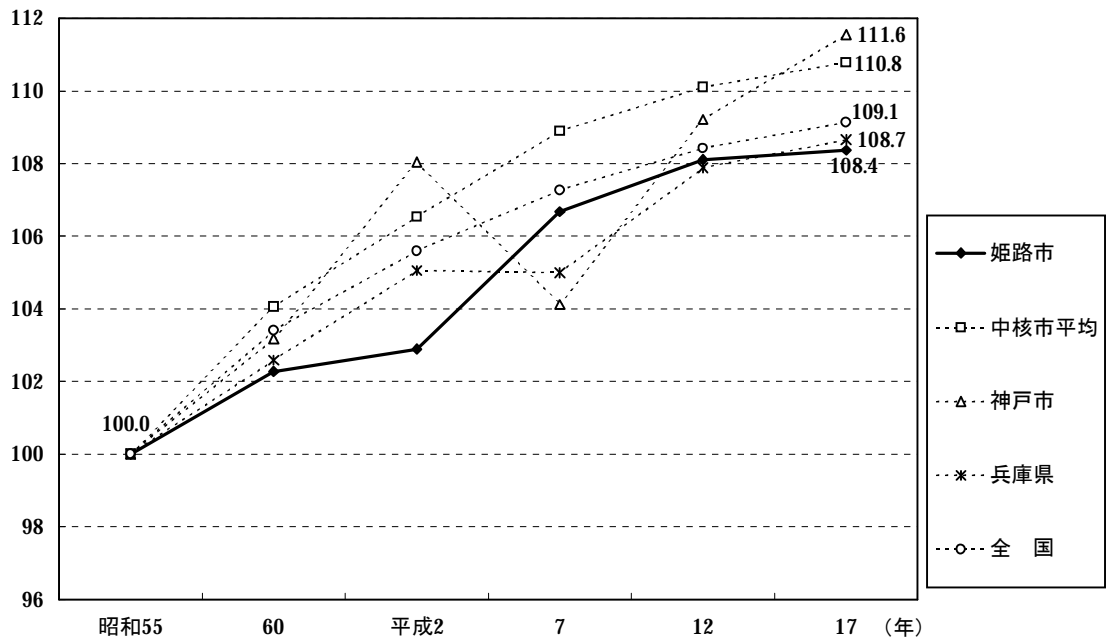
図表3 総人口の推移の他都市比較

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
姫路市	494,825	506,101	509,129	527,854	534,969	536,232
中核市平均	408,429	424,994	435,141	444,770	449,694	452,510
神戸市	1,367,390	1,410,834	1,477,410	1,423,792	1,493,398	1,525,393
兵庫県	5,144,892	5,278,050	5,405,040	5,401,877	5,550,574	5,590,601
全 国	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994

(人)

(資料) 総務省「国勢調査報告」

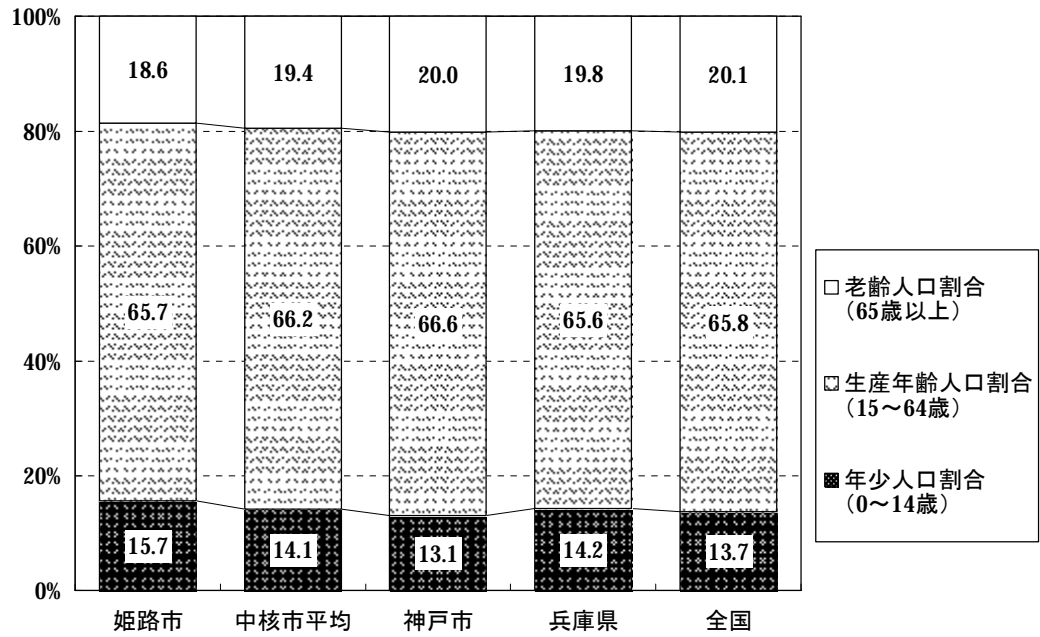
図表4 総人口の推移の他都市比較（指数化：昭和55年=100）



(資料) 総務省「国勢調査報告」



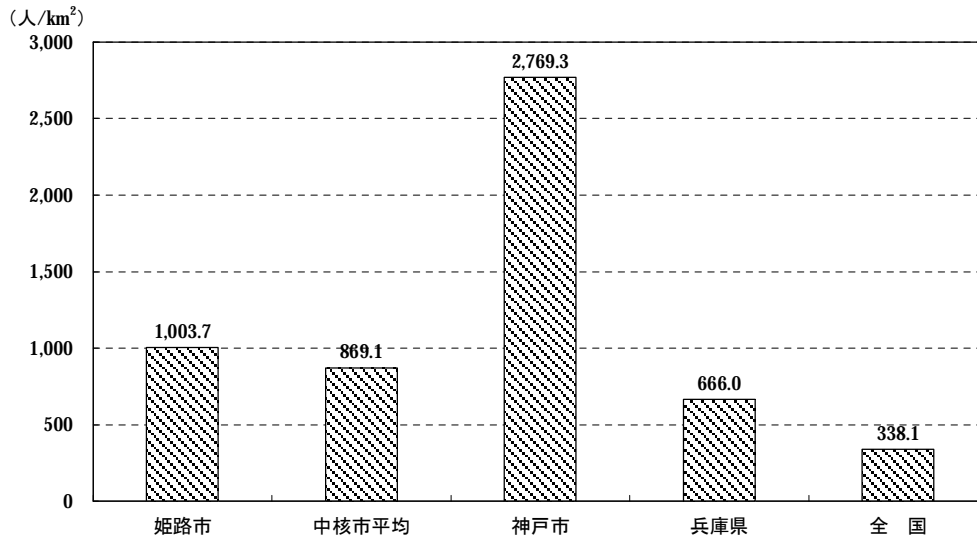
図表5 年齢3区分別人口割合の他都市比較（平成17年）



(注) 年齢不詳人口を含む総数を母数として割合を算出しているため、合計が100%にならない箇所がある。

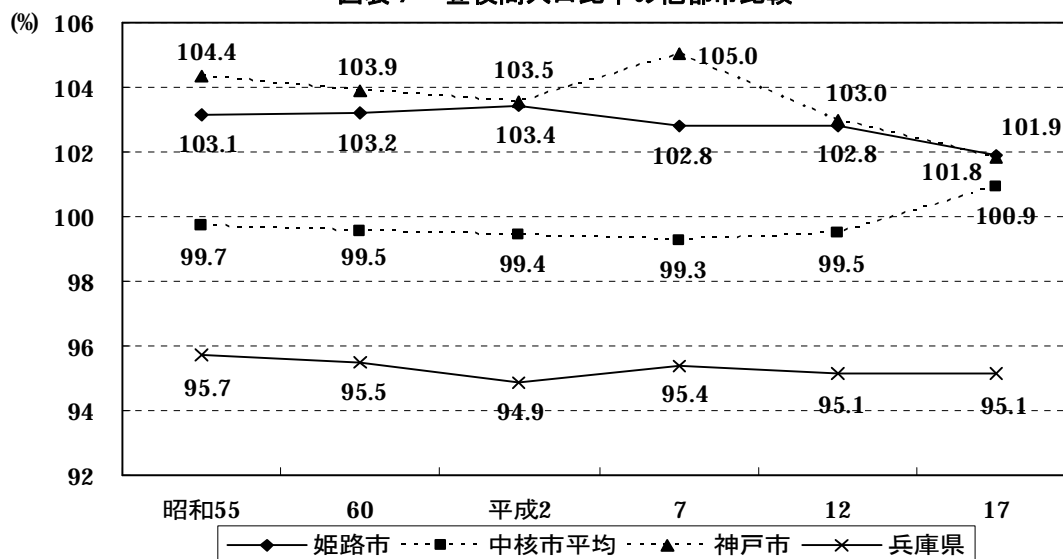
(資料) 総務省「国勢調査報告」

図表6 人口密度の他都市比較（平成17年）



(資料) 総務省「国勢調査報告」

図表7 昼夜間人口比率の他都市比較

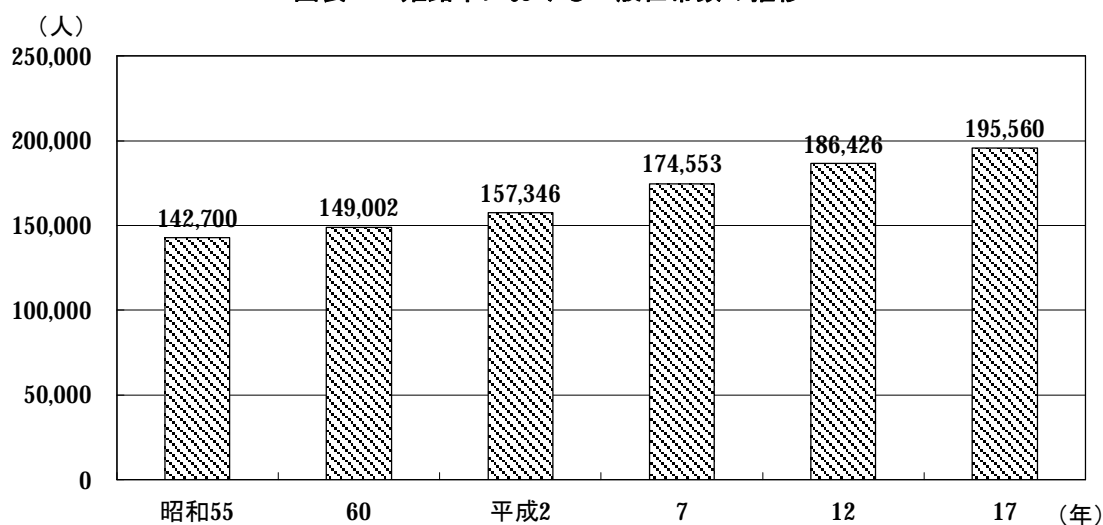


(資料) 総務省「国勢調査報告」 姫路市の数値は旧合併4町含む

[世帯]

- ・ 本市の一般世帯数は、右肩上がりに増加を続けており、平成17年（2005年）には合併4町を合わせると195,560世帯となっている。この規模は中核市平均の175,250世帯よりも多い。
- ・ ただし、一般世帯数も伸び（昭和55年を100とした場合の指数）は中核市平均よりも低く、平成17年で全国と同水準の137となっている。
- ・ 本市の家族類型別世帯数をみると、単独世帯や夫婦のみ世帯、ひとり親と子ども世帯の割合が年々増加している一方で、夫婦と子ども世帯や三世帯世帯の割合が減少していることから、夫婦に子どもといった標準世帯概念が変化しつつあることがわかる。

図表8 姫路市における一般世帯数の推移



(資料) 総務省「国勢調査報告」

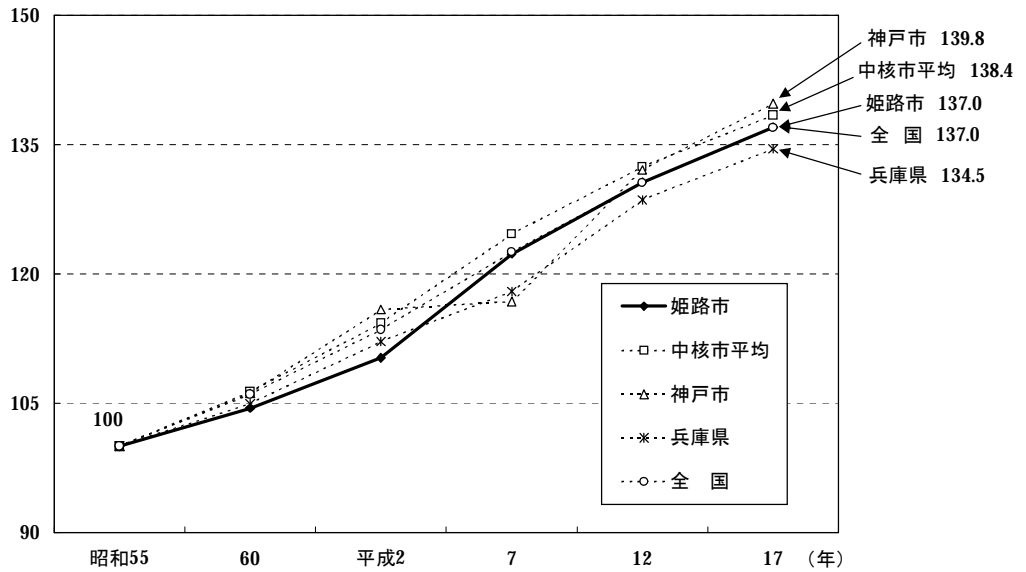
図表9 一般世帯数の推移の他都市比較

(世帯)

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
姫路市	142,700	149,002	157,346	174,553	186,426	195,560
中核市平均	126,611	134,602	144,686	157,771	167,666	175,250
神戸市	457,518	485,643	530,063	534,417	604,290	639,480
兵庫県	1,582,793	1,660,915	1,774,925	1,867,031	2,035,097	2,128,963
全 国	35,823,609	37,979,984	40,670,475	43,899,923	46,782,383	49,062,530

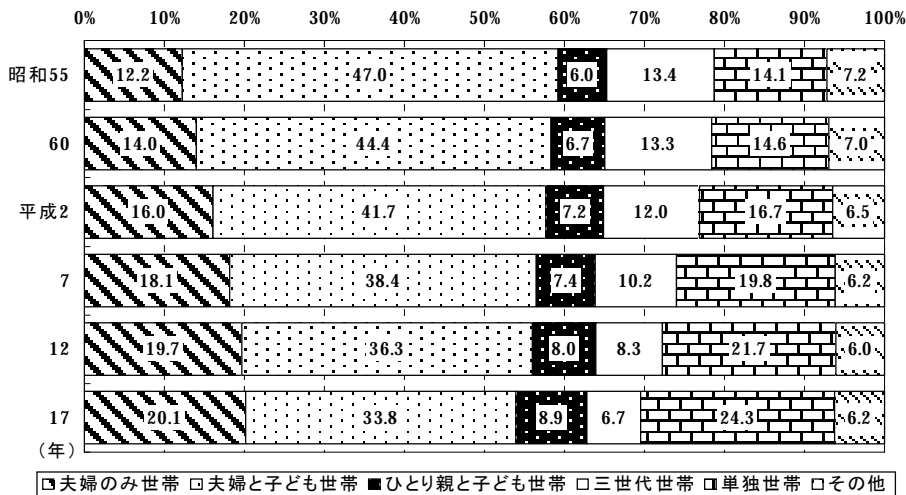
(資料) 総務省「国勢調査報告」

図表10 一般世帯数の推移の他都市比較 (指数化: 昭和55年=100)



(資料) 総務省「国勢調査報告」

図表11 姫路市における家族類型別世帯数の推移



(注) 三世代世帯とは、「夫婦・子どもと両親」、「夫婦・子どもとひとり親」の合計。その他とは、「夫婦と両親」、「夫婦とひとり親」、「夫婦と他の親族」、「夫婦・子どもと他の親族」、「夫婦・親と他の親族」、「夫婦・子ども・親と他の親族」、「兄弟姉妹のみ」、「他に分類されない親族世帯」、「非親族世帯」の合計。

(資料) 総務省「国勢調査報告」

# 姫路の都市計画



姫路市都市局計画部都市計画課

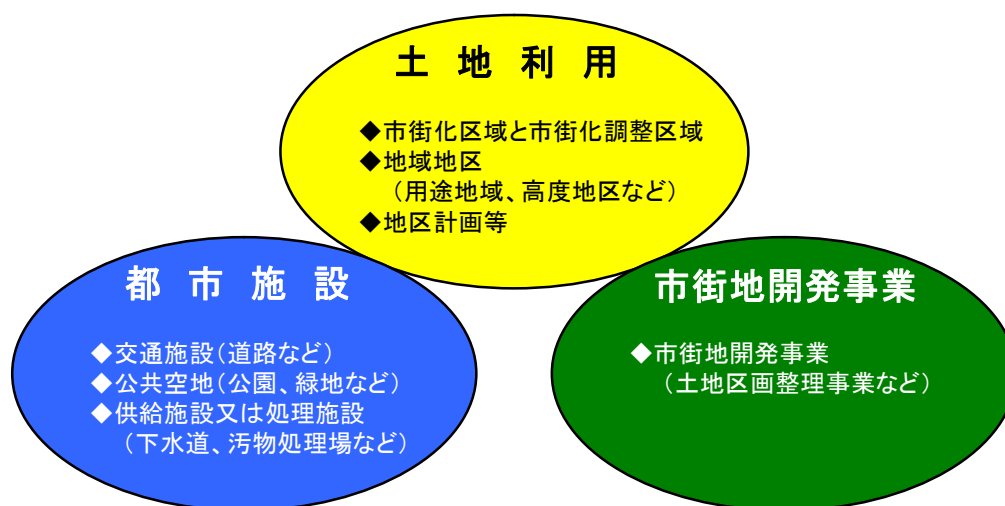
## 姫路市の都市計画について

1	都市計画とは	1
2	都市計画区域について	1
3	総合計画と都市計画マスタープラン	2
4	土地利用	4
(1)	線引き	4
(2)	地域地区	4
①	用途地域	4
②	特別工業地区	6
③	高度地区	6
④	高度利用地区	6
⑤	防火地域および準防火地域	6
⑥	駐車場整備地区	6
⑦	臨港地区	6
(3)	地区計画	8
5	都市施設	11
(1)	道路	11
(2)	都市高速鉄道	12
(3)	交通結節施設	12
(4)	駐車施設	13
(5)	公園・緑地	14
(6)	上水道	16
(7)	下水道	16
(8)	その他の都市施設	17
①	墓園	17
②	汚物処理場等	17
③	市場	17
④	と畜場	17
⑤	病院	17
⑥	河川	17
⑦	火葬場	17
6	市街地開発事業	18
(1)	土地区画整理事業	18
(2)	市街地再開発事業	20
7	播磨臨海地域道路網構想の計画推進	21

# 姫路市の都市計画について

## 1 都市計画とは

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために策定される計画で、「土地利用」「都市施設」「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めることにより、「安全で住みやすく働きやすい都市」の形成を目指して策定するもの。



## 2 都市計画区域について

平成19年4月1日現在

区分	市域	都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域
面積(ha)	53,427	30,752	11,038	19,714

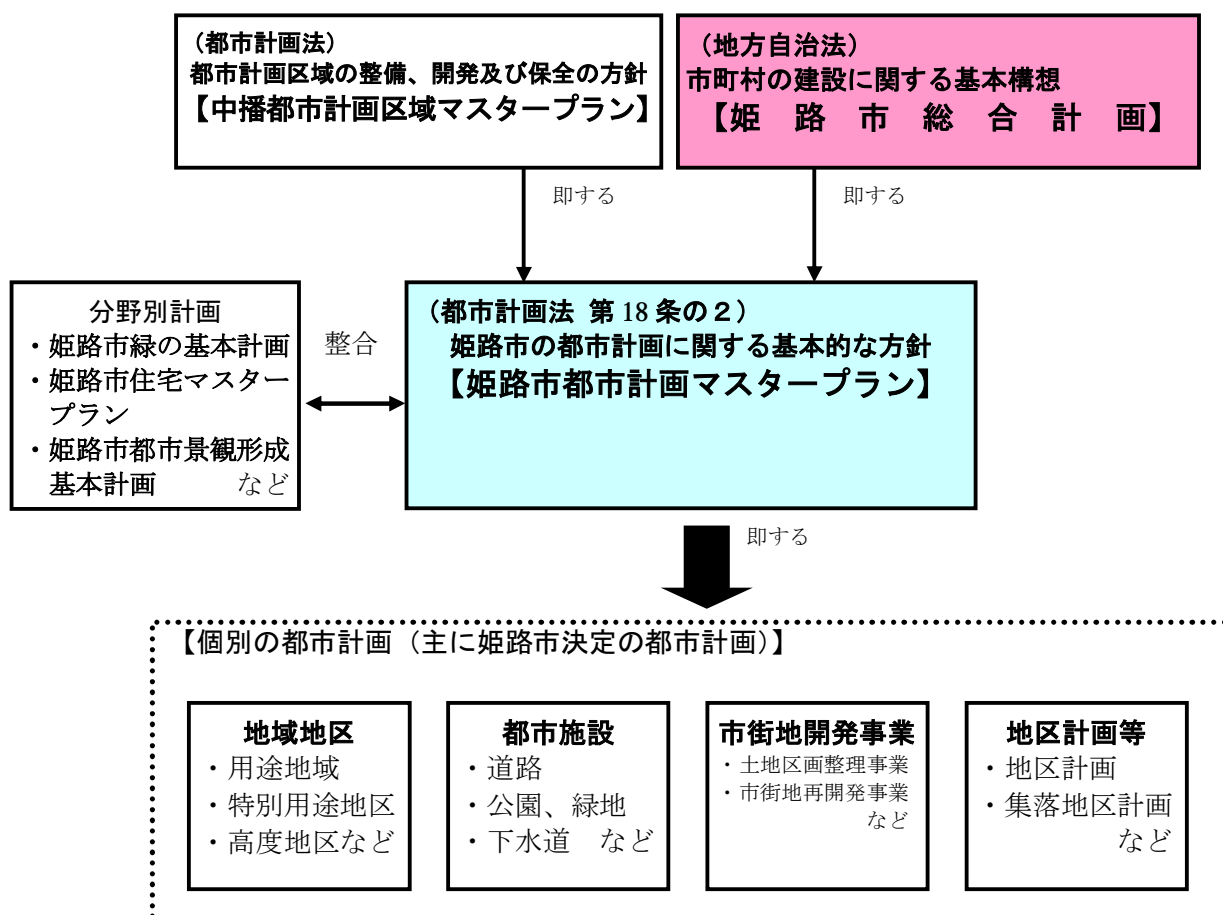
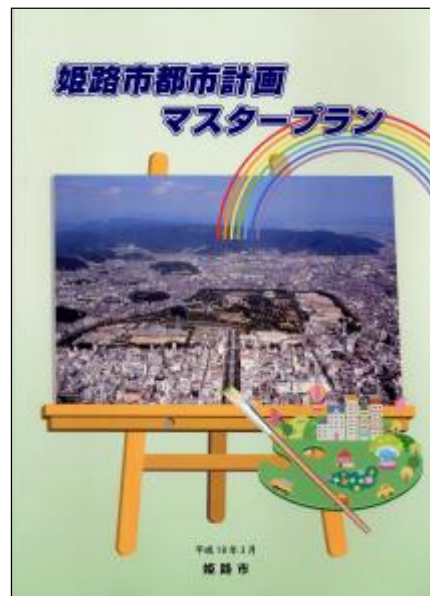


### 3 総合計画と都市計画マスタープラン

#### ・姫路市都市計画マスタープラン

平成4年の都市計画法改正で創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、姫路市が主体となって都市の将来像や土地利用の基本方針及び都市施設（道路、公園等）の配置方針などを明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を担うもので、また、姫路市が定める都市計画の基本的な考え方としての役割も担っていくものである。

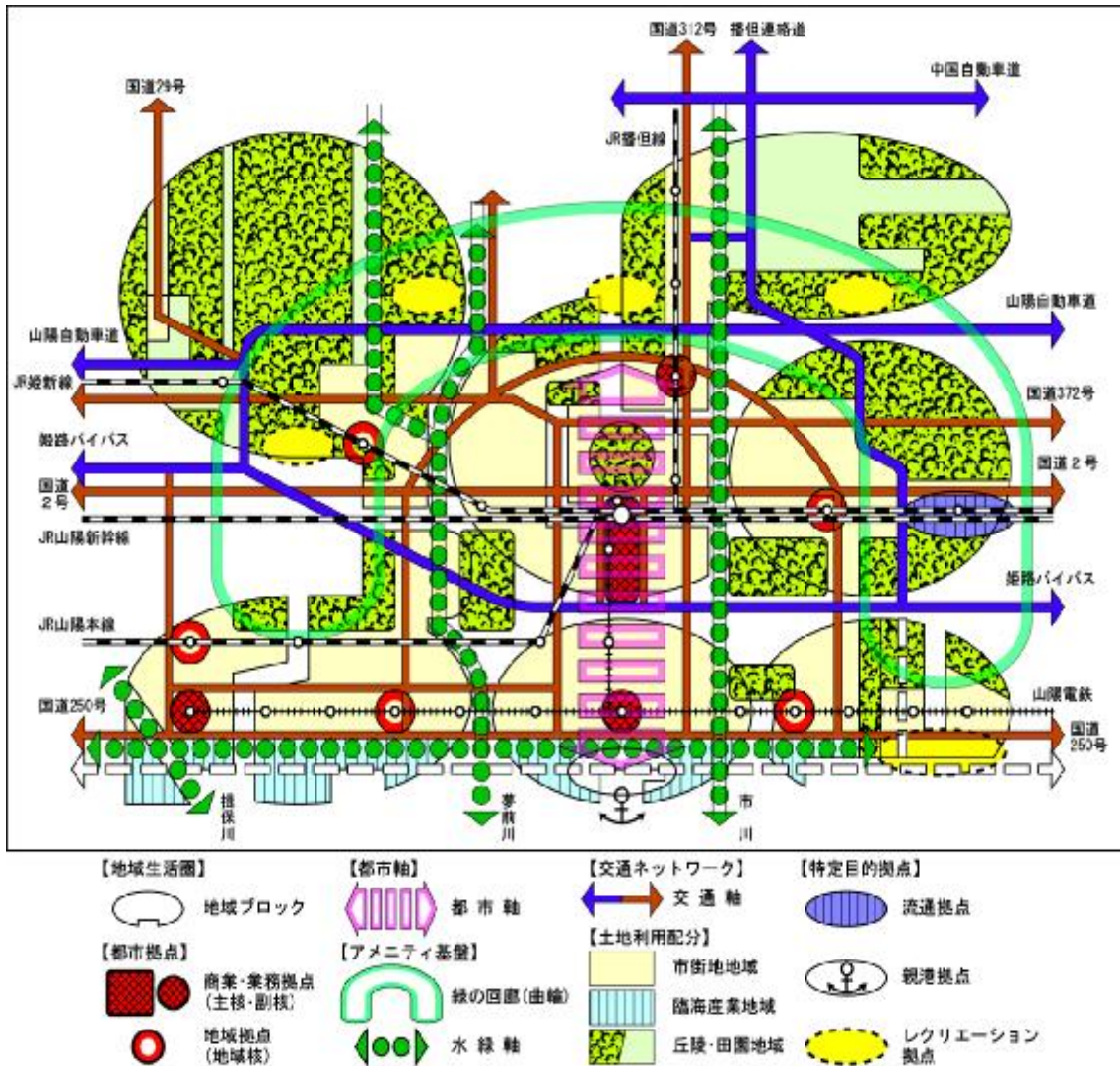
目標年次を平成27年とした都市計画マスタープランを平成18年3月3日に策定。



【姫路市都市計画マスタープランの位置づけ】

## ・都市構造

各地域ブロックによる多核多重構造の都市形態となっており、それぞれの地域特性を生かしつつ、各拠点を有機的に連携・ネットワーク化した都市発展のための骨組み。



### ①都市拠点の配置

「主核」を中央部に、都市軸上や臨海市街地の要衝に「副核」を定め、その補完として「地域核」や「特定目的拠点」を配置。

### ②都市軸の形成

機能的な都市発展の骨格として「都市軸」を定め、都市拠点整備や都市景観の形成を図る。

### ③アメニティの骨格形成

市街地の外周を取り囲む山並みを「緑の回廊」、河川空間や緩衝緑地を「水緑軸」とし、アメニティの骨格や軸として整備・保全していく。

### ④交通基盤の骨格形成

都心集散交通と都市内交通の分離による利便性の向上や円滑化を目的として、内環状・中環状・外環状の3環状道路と放射道路からなる幹線道路網を基本とする。

### ⑤土地利用ゾーンの設定

「市街地地域」「臨海産業地域」「丘陵・田園地域」の3つのゾーン設定を行い、適正な土地利用を誘導する。



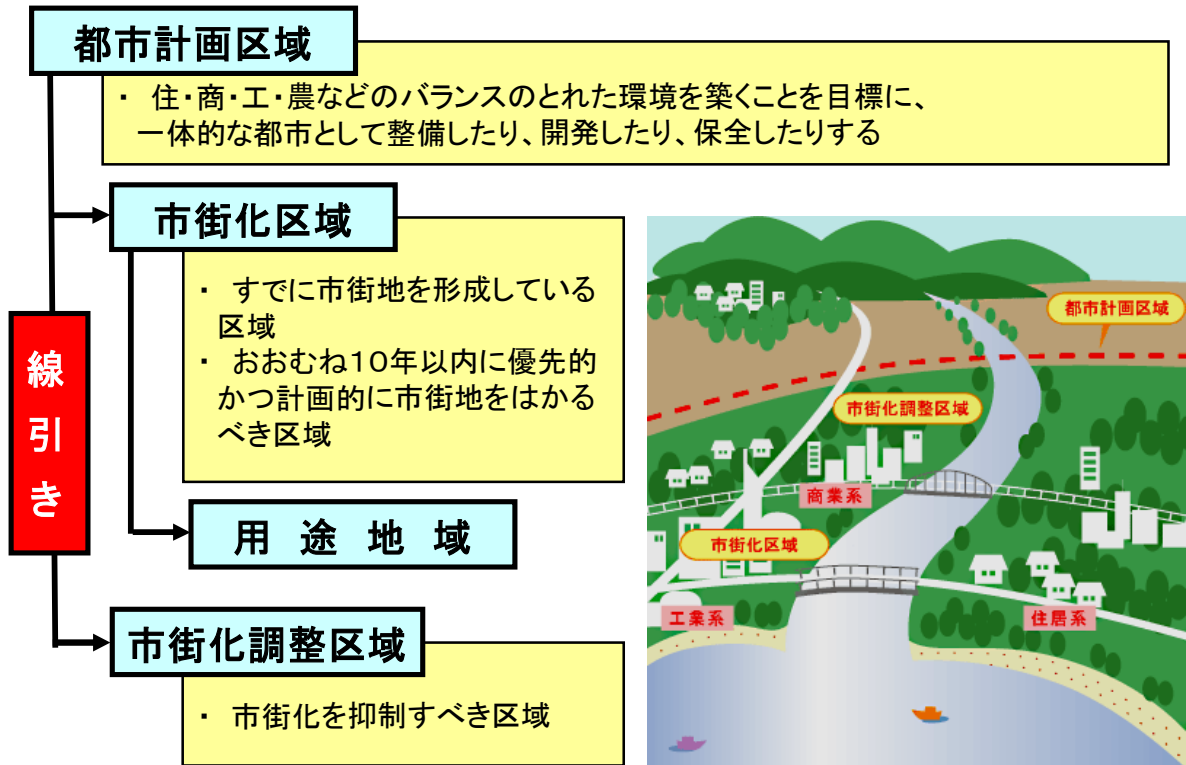
## 4 土地利用

### (1) 線引き

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画については、無秩序な市街化を防止し計画的な市街地整備を推進することを目的としている。

線引きの見直しは、概ね5年ごとに実施することとなっており、姫路市では昭和46年3月に当初決定されたのち、5回にわたり見直しを実施し、都市を巡る社会情勢の変化に対応した制度の運用及び改善を図りつつ、都市の健全な発展を推進してきたところである。

なお、次回の見直しは平成20年度に予定されている。



### (2) 地域地区

#### ①用途地域

将来のあるべき土地利用の姿を実現する手段として、建築物の用途、容積、形態を制限し、地域の性格を住・商・工のバランスの中で配置するもの。

姫路市では、現在12種類の用途地域を指定している。

姫路市の用途地域の構成

平成19年7月3日現在






	第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居 地域	近隣商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業専用 地域	合計
面積(ha)	623	407	1,349	1,814	2,234	466	199	357	287	763	985	1,554	11,038
構成比 (%)	5.7	3.7	12.2	16.4	20.3	4.2	1.8	3.2	2.6	6.9	8.9	14.1	100

・用途地域の見直し

用途地域の見直しは、都市活動の機能及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の増進を目的とし、現行用途地域指定の抱えている問題への対応及び都市の合理的な土地利用の実現を図ることを基本理念とする。

姫路市では、昭和48年に8種類の用途地域を指定し、昭和58年、昭和63年に全面的な見直しを行い、平成4年の都市計画法及び建築基準法の改正による12種類の新用途地域を平成7年に決定し、平成12年に第4回見直し、平成19年に第5回見直しを行った。

用途地域の一斉見直しは、概ね5年ごとに実施している。

第一種低層住居専用地域		低層住宅のための地域です。 小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。
第二種低層住居専用地域		主に低層住宅のための地域です。 小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。
第一種中高層住居専用地域		中高層住宅のための地域です。 病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。
第二種中高層住居専用地域		主に中高層住宅のための地域です。 病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など必要な利便施設が建てられます。
第一種住居地域		住居の環境を守るための地域です。 3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。
第二種住居地域		主に住居の環境を守るための地域です。 店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどは建てられます。
準住居地域		道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。
近隣商業地域		まわりの住民が日用品の買物などをするための地域です。 住宅や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。
商業地域		銀行、映画館、飲食店、百貨店などが集まる地域です。 住宅や小規模の工場も建てられます。
準工業地域		主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。 危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。
工業地域		どんな工場でも建てられる地域です。 住宅やお店は建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。
工業専用地域		工場のための地域です。 どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。

## ②特別工業地区

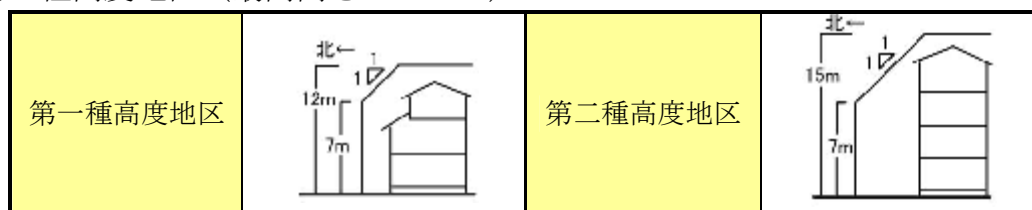
姫路市特別工業地域建築条例を制定し、地場産業以外の一部産業を規制強化する地区。

- ・白浜地区周辺 138ha

## ③高度地区

市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区。

- ・第一種高度地区（最高高さ：12m） 643ha
- ・第二種高度地区（最高高さ：15m） 846ha



## ④高度利用地区

市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度等を定める地区。

- ・お城本町地区 1.0ha
- ・姫路駅西地区 1.6ha
- ・姫路駅南地区 0.9ha

## ⑤防火地域および準防火地域

市街地における火災の危険を防除するため定める地域。

- ・防火地域 19.9ha
- ・準防火地域 320.7ha

## ⑥駐車場整備地区

駐車場整備を推進し、円滑な道路交通を確保するために定める地区。

- ・姫路駅周辺 173ha

## ⑦臨港地区

港湾を管理運営するために定める地区。

- ・姫路港周辺 56.2ha

(参考資料)

※まちづくり三法の改正について

まちづくり三法とは、「都市計画法」、「中心市街地活性化法」、「大規模小売店舗立地法」の3つで、そのうち今回は、「都市計画法」、「中心市街地活性化法」の改正がありました。

現在、人口減少・超高齢化社会を迎えるという大きな時代の転換期にあり、また、モータリゼーションの進展等を背景とする、公共公益施設の郊外移転や大規模な集客施設の郊外立地が進み、都市機能の無秩序な拡散が進行してきたことから、法改正が行われ、都市計画法の用途地域に関しては、**平成19年11月30日**に施行されます。

大規模集客施設に係る立地規制

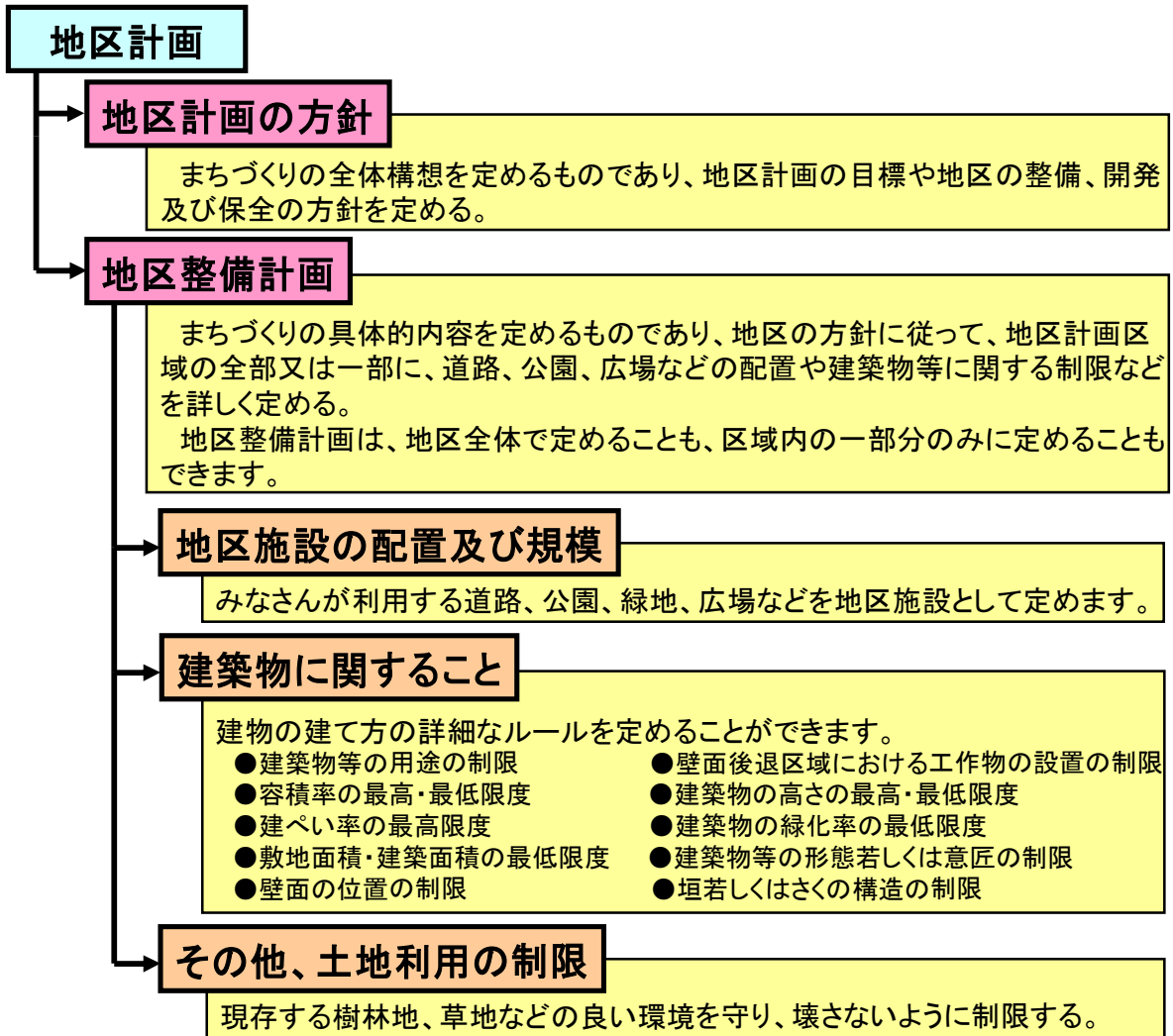
現行(店舗等)		改正後	
用途地域	50㎡超不可	第一種低層住居専用地域	同左
	150㎡超不可	第二種低層住居専用地域	
	500㎡超不可	第一種中高層住居専用地域	
	1,500㎡超不可	第二種中高層住居専用地域	
	3,000㎡超不可	第一種住居地域	
	制限なし	第二種住居地域	1万㎡以上の大規模集客施設は原則不可
		準住居地域	
		工業地域	
		近隣商業地域	
	原則不可	商業地域	制限なし※
準工業地域			
原則不可	工業専用地域	同左	
原則不可 ただし、計画的な大規模開発は許可 (病院、福祉施設、学校等は開発許可不要)	市街化調整区域	大規模開発も含め、原則不可 (病院、福祉施設、学校等も開発許可を必要とする。)	

中心市街地活性化法の基本計画の認定を国へ申請することになれば、準工業地域(※)では、特別用途地区等により大規模集客施設の立地を規制することが条件となります。

大規模集客施設とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるもの(場内車券売場及び勝舟投票券発売所)に供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

### (3) 地区計画

住民参加による地区レベルでのきめ細かいまちづくりを推進するために定める都市計画。



## 決定地区（31地区）

平成19年7月3日現在

番号	地区名	計画決定日 変更年月日	面積 (ha)	用途 地域	地区計画のねらい
1	姫路駅南地区 *	S62. 4. 30	7.1	商 業	都心にふさわしい、商業業務地の形成を図る
2	別所地区	H 2. 1. 26 H 7. 11. 7	166.0	1 中高 2 中高 1 住居 2 住居 準住居 近 商 準 工	土地区画整理事業地を含む周辺地区で東の玄関口にふさわしい魅力あるまちづくりを目指す
3	高田地区	H 4. 12. 10 H 7. 11. 7	11.1	1 住居	土地区画整理事業区域で潤いのある住宅地の形成と保全を図る
4	中島南地区	H 4. 12. 22 H 5. 6. 25 H 7. 11. 7	24.9	工 業 工 専	土地区画整理事業区域で魅力ある工業系市街地の形成を図る
5	城陽地区	H 5. 9. 21 H 7. 11. 7 H14. 2. 27	42.5	1 住居 2 住居 準住居 近 商 商 業	土地区画整理事業区域を含む地区で都市の顔にふさわしい市街地環境の創出を図る
6	蒲田地区	H 5. 12. 10 H 7. 11. 7	56.0	2 中高 1 住居	土地区画整理事業区域を含む地区で低層住宅を中心とする良好な住環境の形成を図る
7	御立西一丁目地区	H 6. 3. 10	0.8	1 中高	住宅地開発区域で低層の住宅地の形成を図る
8	垣内津市場地区 *	H 7. 3. 27	28.1	1 中高 2 中高	土地区画整理事業区域で潤いのある良好な住環境の形成を図る
9	書写山麓地区	H 7. 11. 7	2.6	1 住居	文化観光施設が集積するレクリエーション拠点にふさわしい環境の形成を図る
10	吾妻町三丁目地区	H 7. 11. 7 H11. 9. 17 H12. 12. 15	3.2	2 中高 2 住居	生活利便施設と住宅が調和した都市環境の形成を図る
11	飾磨拠点地区 *	H 8. 2. 27	25.5	近 商 準 工	大規模空閑地等の計画的な市街化を誘導し、拠点地区にふさわしい都市景観と良好な市街地環境の形成を図る
12	フェアヴィラージュあやみの	H 8. 12. 10 H 9. 5. 19	14.1	2 低専	民間住宅開発地で魅力ある市街地景観の創出、快適な居住環境の形成を図る
13	飾西ベルタウン	H 9. 3. 14	3.5	2 中高	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
14	白鷺台	H10. 2. 27	8.3	調 整	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
15	南山田団地	H10. 3. 2	1.8	調 整	市街化調整区域、民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
16	北平野ラプリータウン	H10. 5. 29	5.5	2 低専	民間住宅開発地で良好な居住環境の維持保全
17	林田地区 *	H10. 5. 29	83.0	2 中高 1 住居 準住居 準 工	大規模既存集落地区、歴史的まち並み景観の保全と良好な住宅市街地の形成保持
18	ライフフロンティア青山通り地区	H13. 6. 25	2.4	2 中高	民間住宅開発地で良好な低層戸建専用住宅地の形成を図る
19	城見台一丁目地区	H14. 12. 2	2.8	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全

20	大津区大津町地区	H15. 3. 19	19. 2	2 低専 2 中高 2 住居	土地利用転換により商業業務、文化、レクリエーション、住宅等の機能が複合した市街地形成を図る
21	京見町地区	H15. 8. 12 H16. 5. 14	8. 6	1 低専	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
22	豊富団地地区	H15. 10. 7 H18. 6. 8	26. 3	調 整	快適な戸建住宅を中心とした住環境を形成し、保全することと併せて、大規模施設の立地誘導を図る
23	大塩東団地	H16. 5. 14	3. 0	1 住居	民間住宅開発地で良好な住宅地の形成を図る
24	富士見ヶ丘町地区	H16. 10. 5	7. 8	2 低専	土地区画整理事業区域で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
25	菅生台地区	H16. 10. 5	6. 8	調 整	土地区画整理事業区域で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
26	城見台二丁目地区	H17. 3. 2	9. 7	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
27	城見台三丁目・城見台四丁目地区	H17. 3. 2	15. 6	調 整	(旧)住宅地造成事業に関する法律に基づいた住宅地開発で良好な低層住宅地の住環境の維持保全
28	キャスティ21	H19. 1. 10	25. 4	商 業 近 商 準 工	21世紀の都心にふさわしい、賑わいとうるおいにあふれた交流空間の形成を図る
29	勝原区熊見地区駅前	H19. 7. 3	7. 3	近 商 2 中 高	新駅の建設に伴う都市基盤の整備とともに、駅前の利便性をいかした秩序ある良好な市街地環境の形成を図る
30	土師地区	H13. 12. 25	22. 4	調 整	集落地域整備法に基づき、農業の生産条件と調和のとれた快適な生活環境を有する地区として整備
31	岩部地区	H13. 12. 25	8. 0	調 整	集落地域整備法に基づき、農業の生産条件と調和のとれた快適な生活環境を有する地区として整備

\*印は「地区計画の方針」のみの決定

#### ・まちづくり活動助成

まちづくり活動助成制度は、「姫路市まちづくり助成要綱」に基づき、生活環境の改善、都市機能の更新又は土地の合理的で健全な利用を図るため、本市の総合計画等に整合したまちづくり計画を立案しようとする住民団体を助成することにより、住民の自主的なまちづくりを促進することを目的としている。

〔助成内容〕

1 団体 50万円／年を限度

また、まちづくり活動の初期段階における技術的援助として専門的な知識と経験を有する者（アドバイザー）の派遣を受けるための助成制度との一体的な支援を図っていく。

## 5 都市施設

### (1) 道路

都市内の道路は、交通機能、空間機能及び市街地形成機能などの多様な機能を持ち、円滑な都市活動と快適な都市生活の実現に欠くことのできない根幹的な都市施設である。

都市計画道路は、土地利用、交通等の現状及び将来のまちづくりを勘案して、計画的な整備を図るべき道路として決定している。

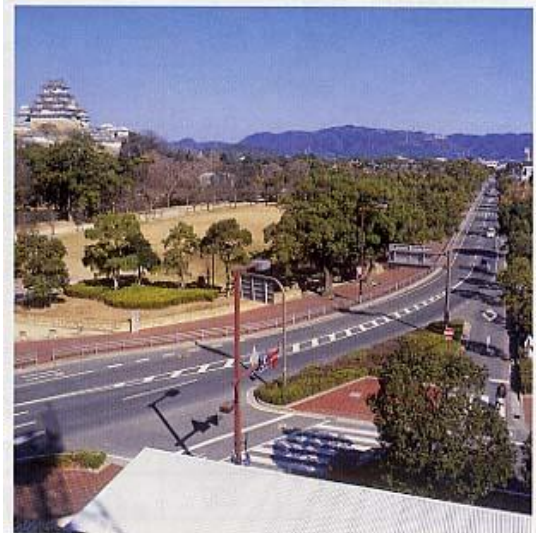
姫路市の都市計画道路の現況

平成19年3月31日現在

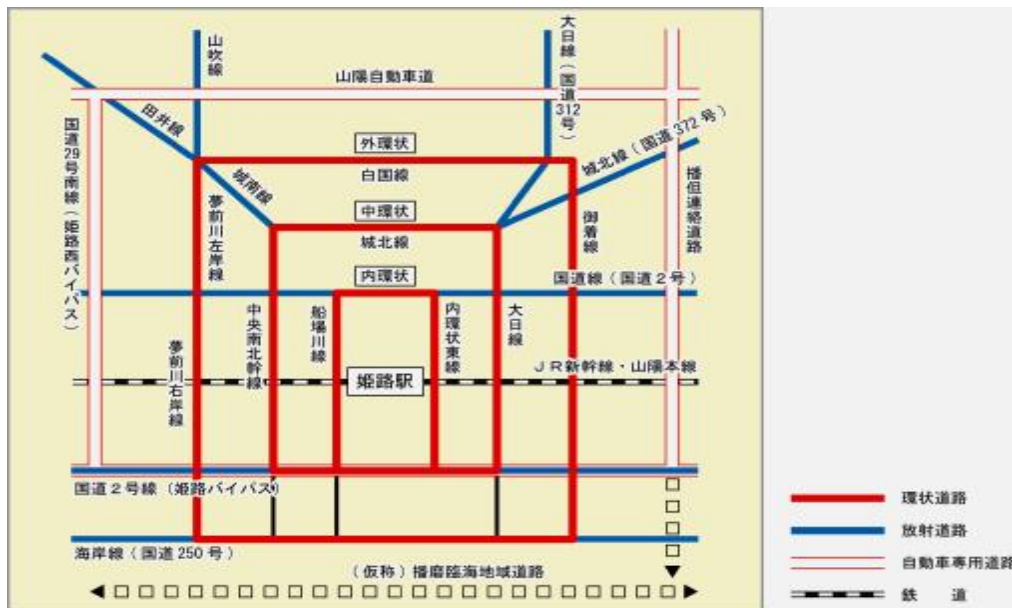
道路種別	路線数	計画延長(m)	改良済延長(m)	改良進捗率(%)	概成済延長(m)	改良+概成進捗率(%)
自動車専用道路	1	2,900	2,900	100.0	0	100.0
幹線街路	109	305,720	181,320	59.3	16,480	64.7
区画街路	20	10,390	9,830	94.6	540	99.8
特殊街路	8	3,240	2,130	65.7	0	60.2
合計	138	322,250	196,180	60.9	17,020	66.2



3. 1. 100号 飾磨幹線



3. 5. 102号 城東線



【幹線道路網の基本構成】



## (2) 都市高速鉄道

本市の市街地では、鉄道と道路の多くが平面交差しており、地域の分断、交通渋滞等の土地利用、交通上の問題がおきている。

このため、中心市街地において鉄道と道路を連続的に立体交差し踏み切りを除去するため、J R 山陽本線、J R 播但線、J R 姫新線の一部を都市高速鉄道として決定し、連続立体交差事業を実施している。

## (3) 交通結節施設

駅前広場をはじめとする交通結節施設は、異種の交通機関を相互に連絡し、多様な交通需要に対応した体系的な交通サービスを提供する拠点であり、総合交通体系を実現する上でその整備が極めて重要となっている。

駅前広場

平成19年3月31日現在

駅名	鉄道名	鉄道の種類	駅前広場面積		都市計画路線名
			計画(m <sup>2</sup> )	供用(m <sup>2</sup> )	
姫路駅(北側)	山陽本線 山陽新幹線	J R	16,100	6,400	駅前幹線
姫路駅(南側)	山陽本線 山陽新幹線	J R	12,300	12,300	飾磨幹線
野里駅(東側)	播但線	J R	500	500	北平野西中島線
野里駅(西側)	播但線	J R	3,600	3,600	北平野西中島線
京口駅(東側)	播但線	J R	2,600	2,600	京口駅東線
京口駅(西側)	播但線	J R	1,800	1,800	京口駅西線
網干駅(南側)	山陽本線	J R	4,000	1,957	網干駅前線
別所駅	山陽本線	J R	3,500	3,500	別所駅前線
英賀保駅	山陽本線	J R	1,870	0	英賀北線
(仮称) 勝原駅 (北側)	山陽本線	J R	1,200	0	網干線
(仮称) 勝原駅 (南側)	山陽本線	J R	2,900	0	熊見線



(仮称) 勝原駅イメージパース

#### (4) 駐車施設

駐車施設は、道路交通の円滑化と都市機能の維持及び増進を目的とした都市施設で、自動車駐車場と自転車駐輪場に大別される。

##### 自動車駐車場

平成19年3月31日現在

名 称	面 積		構造階層	台 数		適 用
	計画 (ha)	供用 (ha)		計画 (台)	供用 (台)	
駅東公共	0.06	0.06	地上立体	120	120	機械式、メリー ゴーランド式
大手前地下	0.54	0.54	地下2層 (一部4層)	237	237	駐車機械併用 自走式、道路地下

##### 自転車駐車場

平成19年3月31日現在

名 称	面 積		構造階層	台 数		適 用
	計画 (ha)	供用 (ha)		計画 (台)	供用 (台)	
姫路駅中央	0.31	0.31	地下1層	2,400	2,400	自走式、道路地下
姫路駅西	0.12	0.12	地下1層	1,000	1,000	自走式、道路地下、 商業施設

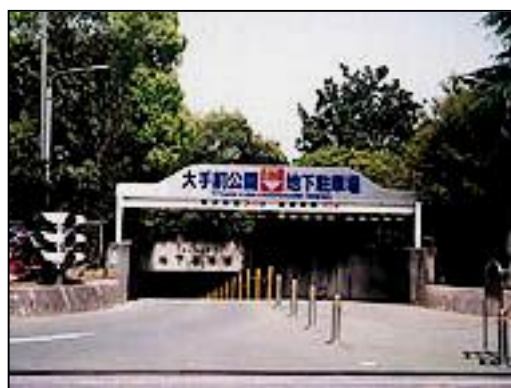
##### 駐車場整備地区

平成19年3月31日現在

名 称	決定面積(ha)
姫路駅周辺(173.0)	173.0



駅東公共駐車場



大手前公園地下駐車場



姫路駅西駐輪場

## (5) 公園・緑地

本市は、市街地をつつみ込むように広がる丘陵地を始め、市川、夢前川などの諸河川、市街地部の独立丘陵、自然海岸として残る小赤壁などの自然環境に恵まれており、これらを保全する施策を講じるとともに、緑豊かな憩いと安らぎに満ちた都市環境を創り出すことが必要である。

公園・緑地は、都市のオープンスペースとして、市民生活における保健と安らぎを与える憩いの場として、災害時の防災、避難場所として不可欠の都市施設である。

都市計画公園は、都市計画法において、公園整備を合理的かつ効果的に配置するために定められたものであり、その規模や目的などによって、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園等の種類に分かれている。

都市計画公園の代表的なものとして、自然環境を活かした公園整備が進められている桜山公園、姫路城を含む姫路公園、手柄山中央公園などがあげられる。



桜山公園

姫路市の都市計画公園・緑地の現況

平成19年4月1日現在

名 称	公園・緑地数		面積 (ha)		供用率 (%)	備 考
	計 画	供 用	計 画	供 用		
街区公園	222	197	54.07	46.03	85.1	この他、スポーツ広場公園、市民広場公園、チビッコ広場等の整備が進められている。
近隣公園	44	20	92.7	34.09	36.8	
地区公園	16	9	116.9	32.83	28.1	
総合公園	10	7	369.5	138.82	37.6	
運動公園	1	1	15.4	8.00	51.9	
風致公園	1	1	16.4	0.45	2.7	
公園合計	294	235	664.97	260.22	39.1	
緑地等	3	3	86.98	75.63	87.0	

・緑の基本計画

公園・緑地の計画的な保全、創出を図るため、平成6年の都市緑地保全法の改正により「緑の基本計画」が創設された。この計画は、従来からあった公園・緑地等のハードの計画的な整備を定めた緑のマスタープランと都市緑化等のソフトの施策を定めた緑化推進計画を統合したもので、本市においても平成10年3月に「緑の基本計画」を策定し、計画的な整備を進めている。

本計画は、平成16年度に全体的に見直し、改定を行い、重点的に緑化の推進を図る緑化重点地区を5カ所指定した。

【緑化重点地区】

- ・姫路城周辺地区
- ・姫路駅周辺地区
- ・阿保周辺地区
- ・別所周辺地区
- ・英賀保駅周辺地区



姫路公園（家老屋敷跡公園）



高浜中央公園（地区公園）



付城公園（近隣公園）

## (6) 上水道

姫路市の上水道は、昭和4年に給水を開始して以来、普及の拡大に重点を置き、平成18年度末現在で普及率は99.4%に達している。

上水道は、市民生活や都市活動を営む上での根幹的都市施設であり、今後は水需要の的確な予測につとめ、普及率の一層の拡大や低水圧地域の解消など質の向上を図り、また渇水時や地震等の緊急時における安定供給体制を確立することが求められている。

平成12年度末には、兵庫県水道用水供給事業として実施される神谷ダムが供用開始となり、また平成18年3月27日の合併により、給水区域、浄水施設が大幅に増加したが、整備基本計画を策定し、優先順位付けを行った上で施設整備を行うことにより、安定供給のための事業を行い、漏水防止に努めることにより有収率の向上を図り、水質管理を強化し、安全でおいしい水の供給に努めている。

上水道普及状況

平成19年3月31日現在

総人口（人）	給水人口（人）	給水戸数（戸）	普及率（%）
544,015	541,260	211,688	99.4

## (7) 下水道

下水道は、汚水の排除と水洗化による生活環境の改善及び浸水の防除を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全にとって不可欠の根幹的都市施設である。

旧姫路市区域の整備計画は、市域内を市川をはじめ大小河川が並行して流下していることから、市域を流域別に4処理区に区分し、それぞれの処理区に終末処理場を設置し、市街化区域10,876haのうち企業で自主処理を行う区域を除く9,665ha及び市街化調整区域16,596haのうち1,332haを整備することを目標としている。

また、平成18年3月27日の市町合併により、旧香寺町の香寺処理区、旧夢前町の置塩北処理区及び旧家島町の家島処理区の3処理区を新たに姫路市公共下水道区域とし、626haを整備することを目標としている。

さらに、河川の汚濁防止と浸水被害を防除し安全で快適な生活を確保するため既存合流区域の能力改善を進めていく。

また、公共下水道事業とは別に8地区でコミュニティ・プラントの整備を完了し、さらに農業集落排水24地区及び漁業集落排水1地区の整備を完了している。

下水道普及状況

平成19年3月31日現在

総人口（人）	処理人口（人）	普及率（%）
544,015	470,521	86.5

## (8) その他の都市施設

### ①墓園（名古屋山墓園、西部墓園）

墓地の機能だけでなく、緑の中での散策、休息等静的なレクリエーション機能も持つ施設。

### ②汚物処理場等（中部衛生センター、市川美化センター、西部美化センター、南部美化センター、網干美化センター）

種々の廃棄物をすみやかに、かつ衛生的に処理する施設。

### ③市場（中央卸売市場）

生鮮食料品を適正な価格で供給し、市民の食生活の安定を図るための施設。

### ④と畜場（食肉センター）

食肉の安定供給を図るための施設。

### ⑤病院（県立姫路循環器病センター）

広域的な保健医療、救命救急センターとしての施設。

### ⑥河川（船場川）

災害防止、うるおいある環境づくり等の目的で整備される施設。

### ⑦火葬場（神崎郡南部斎苑（こうふく苑））

公共福祉及び公衆衛生の確保を図るための施設

## 6 市街地開発事業

### (1) 土地区画整理事業

#### ア) 概 要

本市における土地区画整理事業は、昭和初期に着手した広土地区画整理事業（面積 952.5ha）に始まり、戦後にはいち早く、焼失した旧市域を中心に復興土地区画整理事業（面積 208.9ha）を施行し、昭和59年度末には換地処分を完了している。

また、市施行の土地区画整理事業は、城陽地区及び中部地区が完了し、現在は、姫路駅周辺地区（姫路駅周辺整備本部所管）、別所地区、阿保地区及び飾磨拠点地区の整備を進めている。

さらに、組合施行土地区画整理事業についても助成体制を整え、昭和45年度から積極的に組合施行の事業に取り組んでいる。

また、平成8年4月に中核市に移行したことにより、県から組合の設立認可等の権限が移譲されており、この権限の活用と併せて、今後も組合による事業を推進する。

#### イ) 土地区画整理事業一覧

##### ① 施行済事業

地区名	施行者	面積 ha	地区名	施行者	面積 ha
大津地区	県知事	4.6	東山地区	農住組合	1.0
御立地区	県知事	2.0	城南地区	組 合	61.9
広地区	県	952.5	飾磨中央地区	組 合	5.6
復興（第1工区）	市 長	77.5	思案橋地区	組 合	2.2
復興（第2工区）	市 長	87.5	今在家地区	組 合	27.6
復興（第3工区）	市 長	40.1	山崎西畑地区	組 合	2.9
復興（飾磨工区）	市 長	3.8	中島地区	組 合	5.7
下野田地区	市 長	6.3	白浜地区	組 合	30.5
唐端地区	市 長	7.4	今在家棚田地区	組 合	4.3
書写六角地区	市 長	12.4	水尾川東地区	組 合	90.5
市川地区	市 長	15.3	網干地区	組 合	41.8
城陽地区	市	24.7	中地地区	組 合	4.3
中部（第1工区）	市	71.1	今在家東地区	組 合	1.8
中部（第2工区）	市	75.6	興浜地区	組 合	1.1
駅南地区	市	59.5	灘南部地区	組 合	102.8
別所地区	市	98.6	天満地区	組 合	5.3
野里地区	住宅営団	5.9	加茂地区	組 合	1.7
安田地区	住宅営団	4.3	白浜東地区	組 合	38.8
苦編地区	住宅営団	4.4	市川西地区	組 合	42.8
町坪地区	住宅営団	2.8	蒲田地区	組 合	47.6
飾磨恵美酒地区	住宅営団	4.5	大塩第一地区	組 合	18.3
中地地区	住宅営団	3.2	西天満地区	組 合	4.1
京見地区	富士製鉄	11.3	飾西地区	組 合	2.8
大津第一地区	富士製鉄	14.1	高田地区	組 合	11.1
大津第二地区	富士製鉄	15.7	加茂南地区	組 合	2.6
大津第三地区	富士製鉄	17.1	城陽地区	組 合	40.1
城山地区	富士製鉄	3.3	船場川地区	組 合	34.6
今在家地区	富士製鉄	31.1	大井川地区	組 合	88.4
山崎地区	富士製鉄	9.0	東天満地区	組 合	7.4
大津町二丁目地区	新日鉄都市開発	11.3	中島阿成地区	組 合	31.2
佐土地区	個 人	10.5	中島南地区	組 合	24.9
北部副都心地区	土地開発公社	18.9	高浜東地区	組 合	72.3
五軒邸地区	共 同	1.7	加茂西地区	組 合	3.5
網干大江島地区	共 同	0.7	阿保南地区	組 合	6.6
農業センター跡地地区	共 同	11.0			
			計69地区		2,587.8

② 施行中事業

現在、高架事業に伴う都市基盤整備を行っている姫路駅周辺地区や、市中心部を一体的に整備する阿保地区、播磨地方拠点都市地域の中で臨海部の活性化の拠点として位置づけられている飾磨拠点地区等の事業を進めており、今後とも市街地の基盤整備を目指し積極的に事業を推進して行く予定です。

地区名	施行者	面積 ha
姫路駅周辺地区	市	45.5
阿保地区	市	90.6
飾磨拠点地区	市	24.6
駅南（南西工区）地区	市	7.4
垣内津市場地区	組 合	28.1
英賀保駅周辺地区	組 合	69.5
西蒲田下野地区	組 合	9.9
飯田手柄地区	組 合	6.1
土師地区	組 合	6.5
計 9 地区		288.2



阿保地区





## (2) 市街地再開発事業

### ア) 概要

本市の再開発事業への取り組みは、昭和53年にJR姫路駅北口に位置する駅西地区並びに同駅から北に延びる商店街（御幸通り）の北端に位置するお城本町地区の整備基本構想を作成したことに始まり、翌年には同駅南口の駅南地区においても整備基本構想を作成し、3地区において事業化に取り組んできた。

その後、昭和62年には駅西地区、駅南地区が、また平成7年3月お城本町地区が再開発組合を設立し、平成2年に駅南地区、平成3年に駅西地区が相次いで竣工し、平成13年度には、お城本町地区が竣工した。

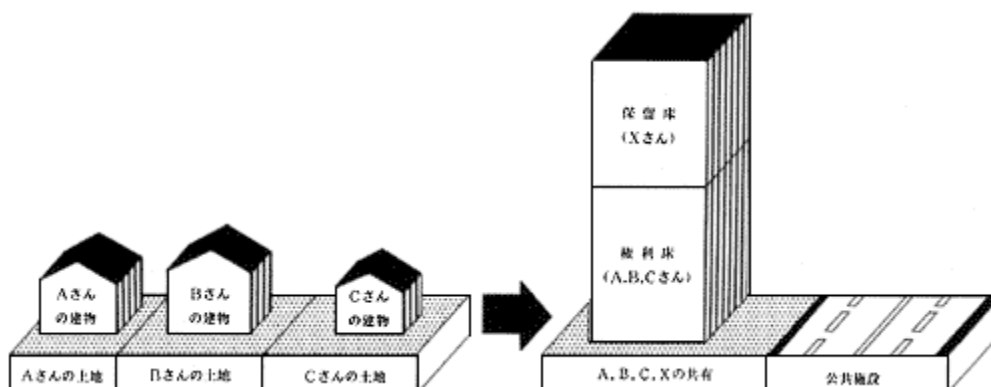
近年、本市においても既成市街地における都市基盤の整備、都市防災や不燃化の促進を図るため、再開発をより広く計画的に進めていくことが重要な課題となっており、上記3地区に続く数地区の事業候補地において地元合意の形成に取り組んでいる状況である。

### イ) 再開発事業完了地区

地区名	姫路駅南地区	姫路駅西地区	お城本町地区	
施行者	姫路駅南地区市街地再開発組合	姫路駅西地区市街地再開発組合	お城本町地区市街地再開発組合	
地区面積	0.76ha	0.57ha	1.08ha	
総事業費	8,919百万円	14,176百万円	22,056百万円	
事業期間	昭和62～平成3年	昭和61～平成4年	平成6～14年	
施設建築物の概要	建築敷地面積	5,353㎡	4,718㎡	7,590㎡
	建築面積	4,084㎡	4,178㎡	5,957㎡
	延床面積	35,946㎡	35,306㎡	38,971㎡
	建ぺい率	76.3%	88.5%	78.5%
	容積率	598.8%	598.7%	396.5%
	構造	SRC造	SRC造	RC造 (一部R造、一部SRC造)
	階数	地上15階、地下1階	地上8階、地下2階	地上6階、地下3階
	高さ	63m	42m	18m
用途	ホテル、事務所、駐車場	店舗、文化ホール、駐車場	住宅、商業施設、事務所、公益施設、駐車場	

### ウ) 調査地区

JR網干駅前地区、山電網干駅周辺地区及び姫路駅西部地区の3地区において、事業化に向けて合意形成を図る。



## 7 播磨臨海地域道路網構想の計画推進

### ア) 概要

姫路市から明石市までの4市2町からなる播磨臨海地域は、面積約800km<sup>2</sup>、人口125万人を擁し、市街地が連坦する一体的な生活・産業圏域を形成している地域である。

当地域は、これまで播磨臨海工業地帯の中心地域として発展してきており、平成17年度の製造品出荷額は約5兆円にもおよび、他の政令市を圧倒する規模となっている。

しかし、この経済規模を支えている東西方向の基幹道路は国道2号バイパスであり、そのため交通量は一日13万台(12時間交通量では全国第4位)を超える区間があるなど渋滞が常態化し、それに起因して市内随所で交通混雑が見られ、地域において様々な問題が生じている。

今後も競争力を有した持続発展可能な自立した地域の確立を目指すため、臨海部の製造拠点と国際物流拠点(関西国際空港、神戸港など)を直結する高規格な東西幹線道路を整備し、既存の道路との連結により多核ネットワーク及びラダー型の地域構造を構築するもの。

### イ) 計画推進に向けて

播磨臨海地域道路網構想の実現を目指し、姫路市から明石市までの4市2町により「播磨臨海地域道路網協議会」を設立し、要望活動をはじめ、広域道路に関するP I (パブリックインボルブメント) 活動などを展開している。

#### ① 播磨臨海地域道路網協議会

設立：平成10年3月

正会員：姫路市長、明石市長、稲美町長、播磨町長、加古川市長、高砂市長

参加：国土交通省姫路河川国道事務所長、神戸港湾事務所長  
兵庫県東播磨及び中播磨県民局長

#### ② 要望活動状況

毎年度地元選出国會議員(7名)及び国、県要望を実施している。

#### ③ P I 活動状況

- ・講演会またはシンポジウムの開催(各市町において8回開催)
- ・ホームページの運営及び広報誌の発刊
- ・地域企業(製造業・物流業)アンケート及びヒアリング実施
- ・4市2町商工會議所及び商工会による「播磨臨海地域道路建設促進協議会」の設立(H19.3)など



左図は播磨臨海地域道路網協議会が構想する望ましいルート帯を示したものであり、計画確定したものではありません。

# 姫路市の環境行政について (追加資料)

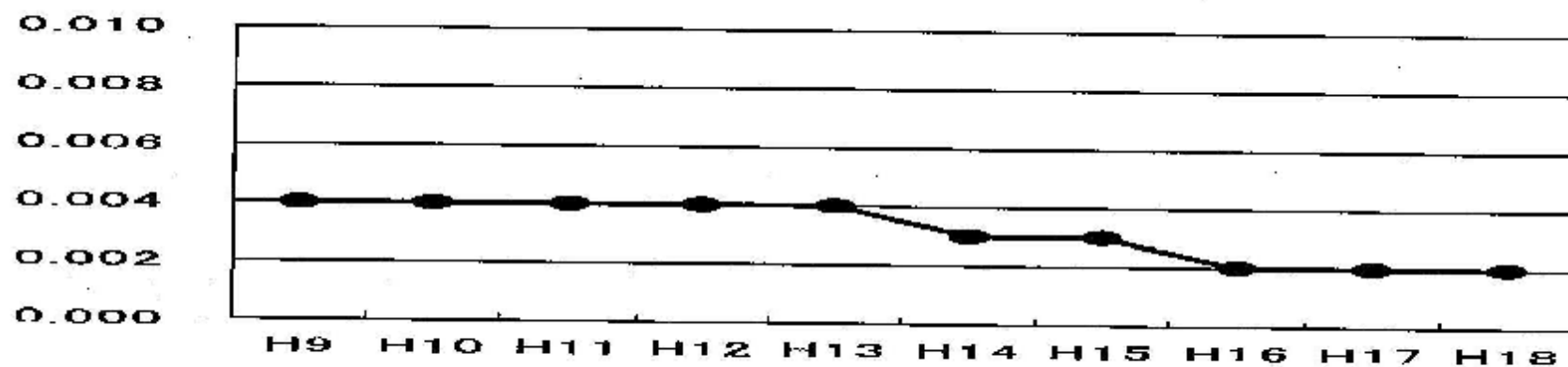
平成19年8月8日  
姫路市 環境政策室

# H18年度 大気環境 (SO<sub>2</sub> : 二酸化いおう)

(単位: ppm)

	八代	広畑	飾磨	白浜	御国野	網干	飾西	豊富	林田
1時間値 の最高値	0.052	0.048	0.041	0.042	0.052	0.044	0.047	0.025	0.020
日平均の 最高値	0.004	0.006	0.004	0.005	0.007	0.006	0.004	0.004	0.004
年平均値	0.001	0.002	0.001	0.002	0.003	0.002	0.001	0.001	0.001

市内9測定局平均の経年変化

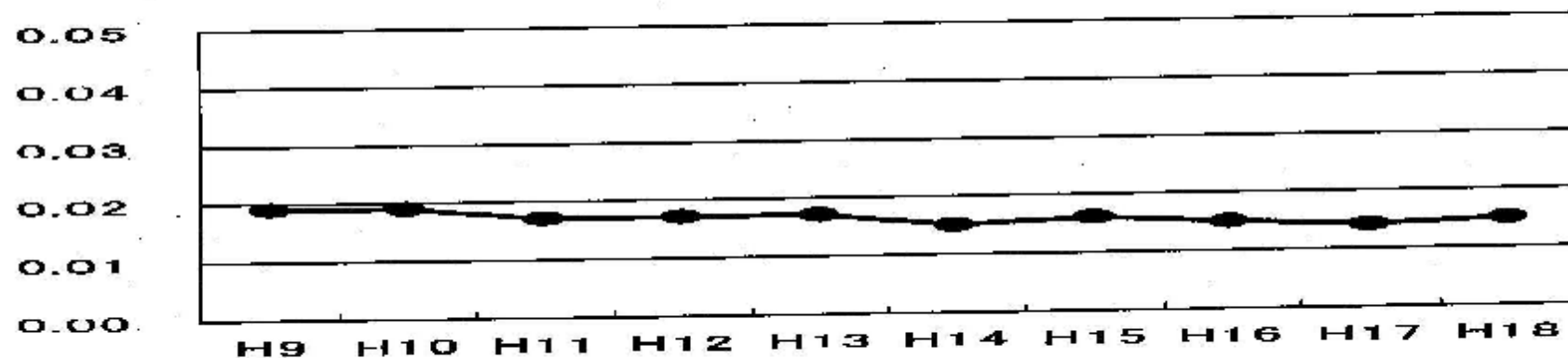


# H18年度 大気環境 (NO<sub>2</sub> : 二酸化窒素)

(単位: ppm)

	八代	広畑	飾磨	白浜	御国野	網干	飾西	豊富	林田
1時間値 の最高値	0.074	0.074	0.080	0.119	0.067	0.066	0.054	0.057	0.052
日平均の 最高値	0.030	0.036	0.037	0.043	0.031	0.030	0.026	0.024	0.019
年平均値	0.015	0.019	0.020	0.017	0.016	0.016	0.013	0.012	0.009

市内9測定局平均の経年変化

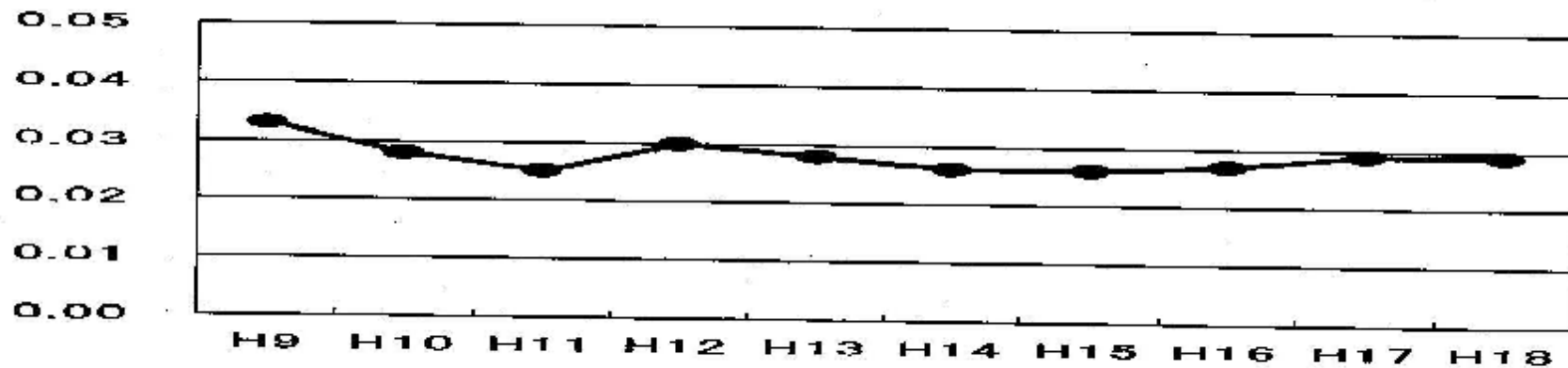


# H18年度 大気環境 (SPM: 浮遊粒子状物質)

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

	八代	広畑	飾磨	白浜	御国野	網干	飾西	豊富	林田
1時間値 の最高値	0.474	0.459	0.182	0.448	0.441	0.560	0.380	0.450	0.189
日平均の 最高値	0.059	0.074	0.071	0.064	0.073	0.069	0.068	0.068	0.066
年平均値	0.027	0.032	0.030	0.028	0.032	0.027	0.026	0.031	0.025

市内9測定局平均の経年変化

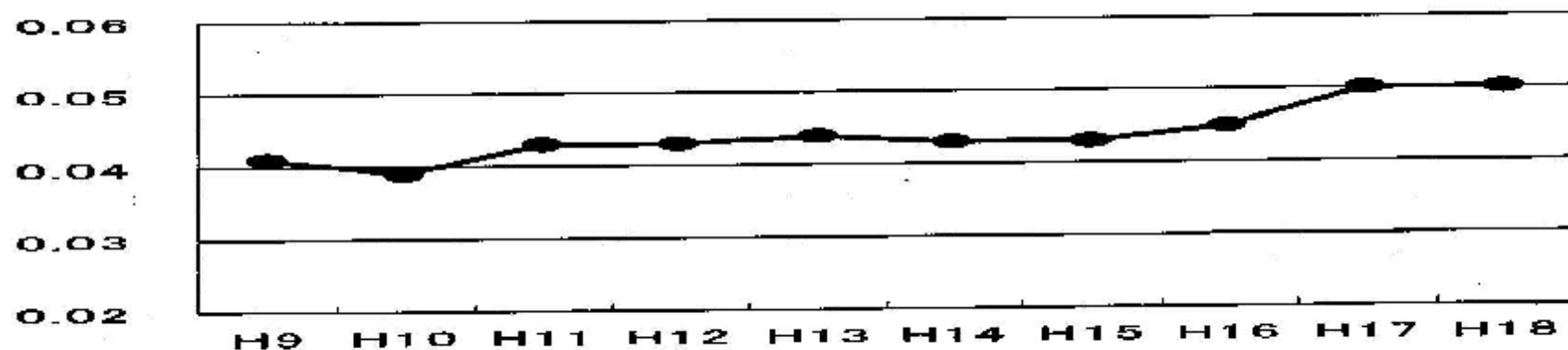


# H18年度 大気環境(Ox:光化学オキシダント)

(単位:ppm)

	八代	広畑	飾磨	白浜	御国野	網干	飾西	豊富	林田
0.06ppmを超えた時間数	497	466	261	460	451	499	479	693	333
1時間値の最高値	0.110	0.112	0.092	0.115	0.110	0.130	0.115	0.130	0.108
1時間値の年平均値	0.051	0.050	0.044	0.051	0.045	0.051	0.051	0.056	0.048

市内9測定局平均の経年変化



## 環境基準値 適合現状 (河川／平成18年度)

河川名	調査地点	環境基準	pH	DO	BOD	SS	大腸菌群数
市川	中津橋	A類型	0/12	0/12	0/12	0/12	11/12
	仁豊野橋		1/12	0/12	0/12	0/12	11/12
	小川橋	B類型	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
	阿保橋		0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
	工業用水取水点		0/12	0/12	0/12	0/12	0/12
船場川	保城橋	B類型	0/12	0/12	0/12	0/12	3/12
	白鷺橋	C類型	9/12	0/12	0/12	0/12	—
	手柄橋		8/12	0/12	0/12	0/12	—
	加茂橋		2/12	0/12	0/12	0/12	—
夢前川	糸田橋	A類型	1/12	0/12	0/12	0/12	7/12
	書写橋		0/12	0/12	0/12	0/12	6/12
	蒲田橋		2/12	0/12	0/12	0/12	6/12
	京見橋	B類型	0/12	0/12	0/12	0/12	2/12
揖保川	王子橋	B類型	0/12	0/12	0/12	0/12	5/12
	本町橋		0/4	0/4	0/4	0/4	0/4



## 環境基準値 適合現状 (海域／平成18年度)

調査地点	環境基準	pH	DO	COD	大腸菌群数	油分
東部工業港内	C 類型	1/24	1/36	0/24	—	—
飾磨港内1		1/24	0/36	0/24	—	—
飾磨港内2		0/12	0/12	0/12	—	—
広畑港内		1/24	0/36	0/24	—	—
網干港内		0/24	0/36	0/24	—	—
材木港内		2/24	0/36	0/24	—	—
白浜沖	B 類型	2/24	2/36	8/24	—	0/4
飾磨港沖		1/24	2/36	12/24	—	0/4
網干港沖		3/24	2/36	10/24	—	0/4
的形沖		0/12	1/12	6/12	—	0/4
八家沖		0/12	0/12	8/12	—	0/4
妻鹿沖		0/12	1/12	9/12	—	0/4
広畑沖		0/12	0/12	8/12	—	0/4
網干沖		0/12	0/12	8/12	—	0/4
東部工業港沖合	A 類型	4/24	8/36	16/24	0/3	0/3
姫路市西部沖合		1/12	1/12	11/12	0/3	0/3
家島本島南沖		0/24	12/36	7/24	—	0/3
姫路市家島町西部沖		2/24	11/36	8/24	—	—

# ダイオキシン類調査結果

○平成12年度より調査

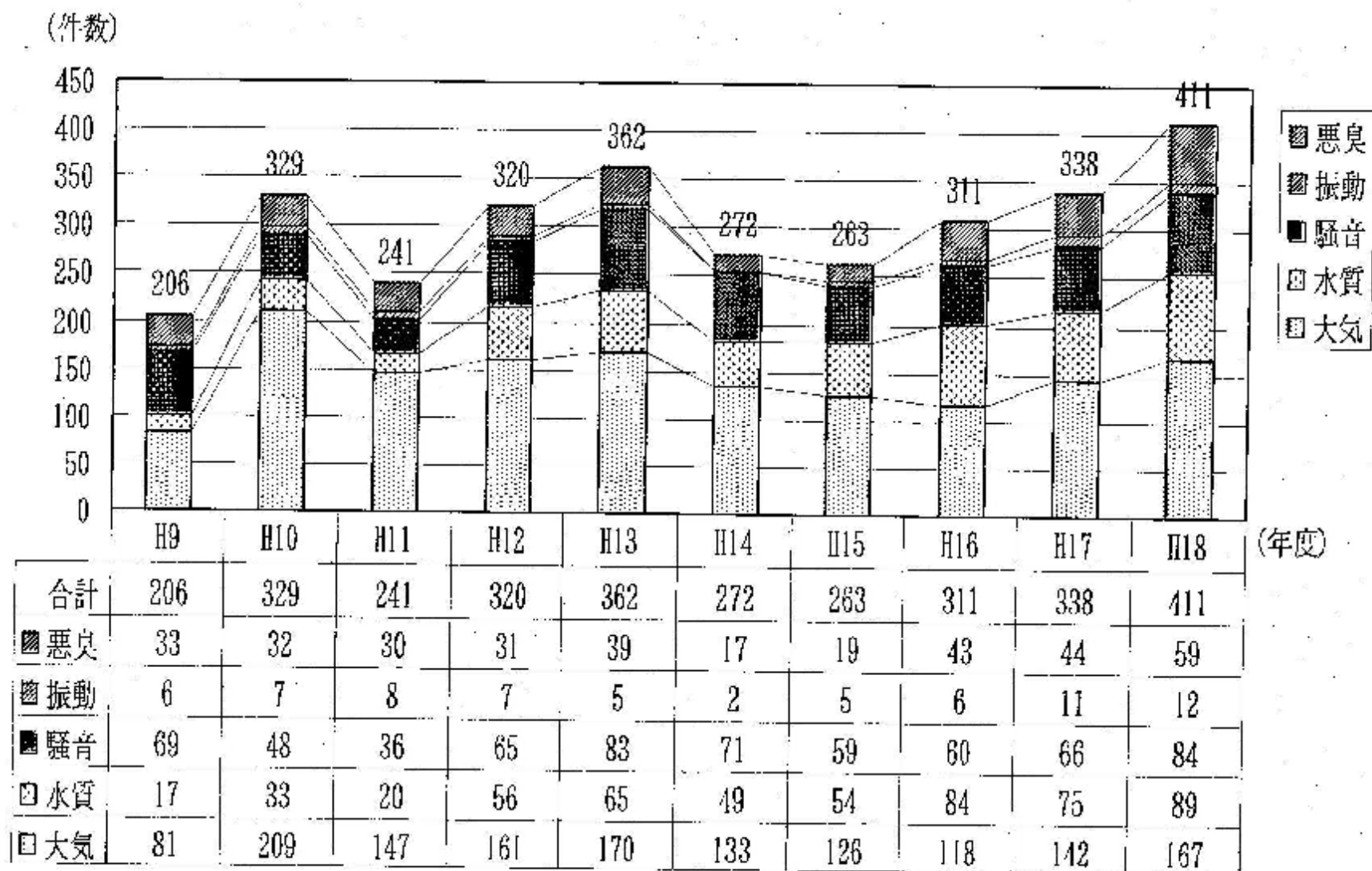
○調査結果( ~平成18年度)

	調査数	測定結果の範囲	環境基準
大 気	4地点	0.020 ~0.60 pg-TEQ/ m <sup>3</sup>	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
公共用 水域	河川:6地点 海域:1地点	0.031 ~0.59 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下
底 質	河川:6地点	0.068 ~22 pg-TEQ/g	150 pg-TEQ/g 以下
地下水	計 22地点	0.016 ~0.16 pg-TEQ/L	1 pg-TEQ/L 以下
土 壤	計 52地点	0.0095 ~7.9 pg-TEQ/g	1,000 pg-TEQ/g 以下

## 届出事業所数 (平成18年度末)

		届出施設数	工場・事業所数 (実数)	
大気汚染防止法	ばい煙	983	295	(337)
	粉じん	699	60	
騒音規制法		5,296	743	—
振動規制法		3,014	367	—
ダイオキシン類対策特別措置法	大気関係	74	43	(46)
	水質関係	42	11	
水質汚濁防止法		約 1,500	478	(555)
瀬戸内海環境保全特別措置法			77	

# 苦情件数の推移



# 姫路市環境基本計画（平成13年6月策定）

## ○ 目指す環境像

播磨の風土に育まれた

人と自然が調和するまち・姫路

～環境優先社会の形成を目指して～

## ○ 環境像実現のための基本目標

- ① 楽しく学び・ともに育む環境づくり
- ② 潤いと安らぎのある環境づくり
- ③ 健康に暮らせる環境づくり
- ④ 身近に生き物と共生する環境づくり
- ⑤ 循環を基調とした環境づくり